伊東市地域防災計画

共通対策編 地震対策編 津波対策編 風水害対策編 火山対策編

令和4年度修正 伊東市防災会議

伊東市地域防災計画 全体目次

共通対策編

第1章 総論

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧計画

地震対策編

第1編総論

第2編 平常時対策

第3編 地震防災施設緊急整備計画

第4編 南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応

第5編 災害応急対策

第6編 復旧・復興計画

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

津波対策編

第1章 総論

第2章 平常時対策

第3章 災害応急対策

風水害対策編

第1章 総論

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

火山対策編

第1節 伊豆東部火山群について

第2節 伊豆東部火山群災害予防計画

第3節 伊豆東部火山群災害対策計画

共 通 対 策 編

共通対策編 次 第1章 総 論 第1節 計画作成の主旨 I-1第2節 計画の構成 I - 1第3節 防災上重要な関係機関等の処理すべき事務 又は業務の大綱 I-1第4節 市の自然的条件 I - 7 第5節 市の社会的条件 I - 8I - 9第6節 予想される災害 第2章 災害予防計画 第1節 総則 **I** − 1 第2節 通信施設等整備計画 □ 1 第3節 防災資機材整備計画 II - 2第4節 火災予防計画 II - 2II - 3第5節 危険物施設保安計画 第6節 ガス保安計画 II - 3第7節 道路、橋りょう災害防除計画 II - 4第8節 道路鉄道等災害防止計画 II - 5第9節 防災知識の普及計画 II - 5第10節 防災のための調査研究 II - 9第11節 市民の避難誘導体制 II - 10第12節 防災訓練 II - 13第13節 自主防災組織の育成 II - 14第14節 事業所等の防災活動 II - 18地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 Ⅱ-19 第15節 第16節 ボランティア活動に関する計画 II - 19第17節 要配慮者避難支援計画 II - 19第18節 救助・救急活動に関する計画 II - 21第19節 応急住宅・災害廃棄物処理 II - 21重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画 Ⅱ-21 第20節 II - 22第21節 被災者生活再建支援に関する計画 第22節 業務継続に関する計画 II - 22第23節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 II - 23第24節 災害に強いまちづくり II - 23

第3章 災害応急対策計画

第1節	総則	Ⅲ— 1
第 2 節	組織計画	Ш−2
第3節	応援・受援・動員計画	$\Pi - 3$
第4節	通信情報計画	Ⅲ — 5
第5節	災害広報計画	$\Pi - \partial$
第6節	災害救助法の適用計画	Ⅲ — 1 2
第7節	避難救出計画	Ⅲ—13
第8節	ペット救護計画	Ⅲ—22
第9節	要配慮者支援計画	Ⅲ—23
第10節	食料供給計画	Ⅲ − 2 3
第11節	衣料、必需品、その他の物資及び燃料供給計画	Ⅲ-25
第12節	給水計画	III — 2 6
第13節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指別	Ė
	応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	Ⅲ—27
第14節	医療助産計画	ш−з 1
第15節	防疫計画	ш—з 4
第16節	清掃及び災害廃棄物処理計画	ш—з 5
第17節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	ш—з 8
第18節	障害物予防計画	ш— 4 С
第19節	社会秩序維持計画	Ш− 4 С
第20節	輸送計画	Ⅲ — 4 1
第21節	交通応急対策計画	Ⅲ — 4 2
第22節	応急教育計画	Ⅲ — 4 7
第23節	社会福祉計画	Ⅲ — 4 9
第24節	消防計画	Ⅲ-5 1
第25節	応援協力計画	III — 5 3
第26節	ボランティア活動支援計画	Ш−53
第27節	自衛隊派遣要請要求計画	Ⅲ-54
第28節	海上保安庁に対する支援要請要求計画	ш−5 б
第29節	電力施設災害応急計画	Ⅲ-57
第30節	ガス災害応急対策計画	Ⅲ-57
第31節	危険物応急対策計画	Ⅲ – 5 8
第32節	突発的災害に係る応急対策計画	Ⅲ – 5 9
笙 3 3 節	市有施設及び設備等の対策計画	m – 6 1

第1章 総論

第1章 総論

第1節 計画作成の主旨

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、市民 及び一時滞在者等の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と 公共の福祉の確保を図るため、防災対策の大綱を定めるものとする。

第2節 計画の構成

伊東市地域防災計画は、次の各編から構成する。

1 共通対策編 以下の2~6の各編に共通する災害対策について定める。

2 地震対策編地震対策について定める。3 津波対策編津波対策について定める。4 風水害対策編風水害対策について定める。

5 火山対策編 伊豆東部火山群対策について定める。 6 資料編 本編に付属する各種資料を掲載する。

第3節 防災上重要な関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

災害対策基本法第42条の規定により、伊東市及び行政区域内の防災関係機関並びに公共的 団体等、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて伊東市の 地域に係わる防災に寄与すべきものとし、それぞれの責務と災害に対して処理すべき事務又は 業務の大綱は次のとおりである。

- 1 伊東市
 - (1) 伊東市防災会議に関する事務
 - (2) 防災に関する組織の整備
 - (3) 自主防災組織の育成指導
 - (4) 防災思想の普及
 - (5) 防災に関する訓練の実施
 - (6) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
 - (7) 防災に関する施設等の新設、改良及び復旧並びに緊急整備
 - (8) 消防、水防その他の応急措置
 - (9) 警報の発令、伝達及び避難の指示
 - (10) 情報の収集、伝達及び広報並びに被害調査
 - (11) 被災者の救難、救助及び応急の救護を要すると認められる者の救護並びにその他 保護
 - (12) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
 - (13) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
 - (14) 食料、医薬品、その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害 応急対策の準備及び実施
 - (15) 緊急輸送の確保
 - (16) 災害復旧の実施
 - (17) その他災害の発生の防止及び拡大防止のための措置
- 2 静岡県
 - (1) 静岡県地域防災計画に掲げられている所掌事務
 - (2) 市町及び防災関係機関の災害事務及び業務の実施についての総合調整
- 3 静岡県警察(伊東警察署)
 - (1) 災害関連情報の収集・伝達・広報
 - (2) 災害時における住民の避難指導、誘導及び救助
 - (3) 犯罪の予防、交通規制、その他災害時における社会秩序の維持
 - (4) 危険区域への立入規制及び警備

- (5) 避難状況等に関する情報の収集
- 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの 業務について協力するものとする。

- (1) 総務省東海総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設(有線通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の管理
 - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常の場合の無線 通信の管理
 - ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
 - エ 通信インフラに支障が発生した市への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、 災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
 - オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
 - カ 東海地方非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 財務省東海財務局(静岡財務事務所)
 - ア 災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること
 - イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
- (3) 厚生労働省静岡労働局(三島労働基準監督署)
 - ア 大型2次災害を誘発する恐れのある事業場に対する災害予防の指導
 - イ 事業場等に対する防災対策の周知指導
 - ウ 事業場等の被災状況の把握
 - エ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導
 - オ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
- (4) 農林水産省関東農政局(静岡県拠点、静岡地域センター沼津支所) 災害時における主要食糧等の需給対策及び食料需給に関する情報収集並びに災害時 における関係機関、団体の被災状況の把握
- (5) 林野庁関東森林管理局
 - ア 国有林野の保安林等の維持造成に関すること
 - イ 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること
- (6) 経済産業省関東経済産業局
 - ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
 - ウ 被災中小企業の振興に関すること
 - エ 電気の安定供給に関すること
 - オ ガスの安定供給に関すること
- (7) 経済産業省関東東北産業保安監督部
 - ア 都市ガス、LPガス、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること
 - イ 電気の安全確保に関すること
 - ウ ガスの安全確保に関すること
- (8) 国土交通省中部地方整備局(沼津河川国道事務所)

管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を 行うよう努める。

ア 災害予防

- (ア) 所管施設の耐震性の確保
- (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、防災拠点施設等の充実
- (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定
- (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施

イ 初動対応

地方整備局災害対策本部の指示により情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派 遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地公共団体等が行う、大規模自然災害に おける被災状況の迅速な把握、二次災害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧そ の他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関 係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

ウ 応急・復旧

- (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
- (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
- (エ) 海上の流出油災害に対する防御等の措置
- (オ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 (ただし、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等において、災害対策用 建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う)
- (カ) 海上緊急輸送路の確保
- (9) 国土交通省中部運輸局(静岡運輸支局)
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

 - ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
 - エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連携を強化 し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。
 - オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命 令等を発する措置を講ずる。
 - カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達の斡旋、輸送の分担、 う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
 - ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連携体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
 - コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
 - サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援 のための緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。
- (10) 国土地理院中部地方測量部
 - ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
 - イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する 防災関連情報の利活用を図る。
 - ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
 - エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (11) 気象庁東京管区気象台(静岡地方気象台)
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集並びに発表に関すること
 - イ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の 予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
 - ウ 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。
 - エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施す

るものとする。

- オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に 努める。
- カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設整備に努める。
- キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言をおこなう。
- ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- (12) 海上保安庁第三管区海上保安部(下田海上保安部)

ア 災害予防

- (ア) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
- (イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
- (ウ) 港湾の状況等の調査研究

イ 災害応急対策

- (ア) 船艇、航空機等による警報等の伝達周知
- (イ) 船艇、航空機等を活用した情報収集
- (ウ) 活動体制の確立
- (エ) 船艇、航空機等による海難救助等
- (オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
- (カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
- (キ) 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- (ク) 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等
- (ケ) 危険物積載船、在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
- (コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
- (サ) 海上における治安維持
- (シ) 巡視船舶による主要港湾等の被害調査
- (ス) 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
- ウ 災害復旧・復興対策
- (13) 環境省関東地方環境事務所(富士箱根伊豆国立公園管理事務所)
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、 提供等
- (14) 環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の破棄物の発生量の情報収集

- (15) 防衛省南関東防衛局
 - ア 所管財産使用による連絡調整
 - イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
 - ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
- 5 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性、公益性を鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画 並びに静岡県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対 策を積極的に実施し、市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するもの とする。

- (1) 日本郵便株式会社伊東郵便局
 - ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別 事務取り扱い及び援護対策を実施する。
 - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

- (ウ) 被災地あての救助用郵便物の料金免除
- (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書寄附金の配分
- イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者 並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
- ウ 施設等の被災防止
- エ 災害時の利用者の避難誘導
- (2) 日本赤十字社静岡県支部(伊東市地区)
 - ア 災害時における医療、助産、こころのケアその他救助の実施及び遺体措置に関すること
 - イ 災害時の血液製剤の確保及び供給
 - ウ 救援物資の備蓄及び供給
 - エ 義援金品の募集
 - オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - カ その他必要な事項
- (3) 日本放送協会静岡放送局(伊東支局)
 - ア 気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
 - イ 放送施設、設備の災害予防
 - ウ防災施設、設備の整備
- (4) 東日本旅客鉄道株式会社
 - ア 鉄道防災施設等の整備及び復旧
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 災害時における応急救護活動
 - オ 応急復旧用資機材等の確保
 - カ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導
 - キ 被災施設の調査及び早期復旧
- (5) 西日本電信電話株式会社(沼津支店)、株式会社NTTドコモ東海支社
 - ア 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策
 - イ 公衆電気通信の特別取扱い
 - ウ 気象警報等の伝達(西日本電信電話株式会社)
 - エ 防災関係機関の重要通信の優先確保
 - オ 通信疎通状況等の広報
 - カ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
 - キ 被害施設の早期復旧
 - ク 災害用伝言ダイヤル 1 7 1、災害用伝言版 web 1 7 1 及び災害伝言版、災害用音声 お届けサービスの提供
- (6) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社
 - LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
- (7) 日本通運株式会社(沼津支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行
 - イ 災害時の応急輸送対策
 - ウ 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- (8) 東京電力パワーグリッド株式会社
 - ア 電力供給施設の災害予防措置等防災対策

- イ 復旧用資機材等の整備
- ウ 変電所施設等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
- エ 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
- オ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、 テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報
- カー被災施設の調査及び復旧
- (9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (10) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社 セブン&アイ・ホールディングス

被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性を鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに静岡県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

- (1) 伊東市富戸吉田土地改良区
 - ア 災害予防のため所管している土地改良施設等の耐震性確保等防災計画
 - イ 農地たん水の防除活動(用水の緊急遮断等)
 - ウ 消防機関が行う消化活動への協力
- (2) 伊東瓦斯株式会社
 - ア ガス供給施設等設備への耐震予防対策等の防災対策
 - イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断
 - ウ 災害時における需要家へのガス栓の閉止、都市ガスによる災害の予防等の広報及び 被害状況の把握と製造、供給制限
 - エ 必要に応じて代替燃料の供給
 - オ 災害時におけるガス供給の確保
 - カ 災害時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
 - キ 災害応急復旧の早期実施
- (3) 一般社団法人静岡県LPガス協会(伊東地区)
 - ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策
 - イ 被災施設の調査及び復旧
 - ウ 需要家へのガス栓の閉止、LPガスのよる災害の予防等の広報
 - エ 必要に応じた代替燃料の供給、燃料の確保に関する協力
 - オ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
 - カ 災害時における防災広報及び協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
 - キ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
- (4) 伊豆急行株式会社
 - ア 鉄道軌道施設等の整備
 - イ 災害対策に必要な物資、資機材及び人員等の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 被災施設の調査及び復旧
- (5) 東海自動車株式会社、株式会社富士急マリンリゾート
 - ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (6) 伊東市医師会、伊東市歯科医師会、伊東市薬剤師会
 - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - イ 検案(伊東市薬剤師会を除く。)

- ウ 災害時の口腔ケアの実施 (伊東市歯科医師会)
- (7) 株式会社シーブイエー、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク、エフエム伊東 株式会社

気象予警報、災害情報その他の災害広報

- 7 自衛隊
- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
 - イ 災害時における応急復旧活動
- (2) 海上自衛隊横須賀地方隊ほか
 - ア 災害時における人命保護のための救助
 - イ 災害時における応急復旧活動
- (3) 航空自衛隊第一航空団 (浜松基地) ほか
 - ア 災害時における人命保護のための救助
 - イ 災害時における応急復旧活動
- 8 その他の防災関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設管理者

その他の防災関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予 防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力 するものとする。

- (1) 東海汽船株式会社
 - ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (2) 伊東市消防団
 - ア 災害予防、警戒及び災害応急活動
 - イ 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動
 - ウ 予警報の伝達
 - エ その他災害現場の応急作業
- (3) 産業経済団体

商工会議所、観光協会、旅館ホテル協同組合、ふじ伊豆農業協同組合、漁業協同組合、伊東建設関連業者連絡協議会等防災関係機関は、災害対策に必要な物資、資機材等の提供、被害調査、災害復旧等について協力する。

(4) 社会福祉関係機関

社会福祉関係機関は、被災者の保護対策について協力する。

- (5) 自主防災組織
 - ア 市の実施する被害調査、応急対策についての協力
 - イ 住民に対する情報の連絡収受
 - ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力
 - エ 被災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資の配分に関する協力
- (6) その他の施設管理者

危険物取扱施設など防災上重要な施設の管理者は、平素から防災対策の整備を図り、 災害時には災害応急措置を実施するとともに、防災活動について協力する。

第4節 市の自然的条件

1 位置と概要

伊東市は、その名の示すとおり伊豆半島の東側、静岡県最東端に位置する。 形状は、南北に長く、海岸線は砂浜の海岸から切り立った絶壁まである、極めて変化に 富む美しい景観をつくっている。

- (1) 市役所の位置 東 経 139度06分18秒
 - 北 緯 34度57分43秒
- (2) 伊東市の形状 面 積 124.02 km²

東 西 10.45km 南 北 20.45km 海岸線 40.45km

(3) 人口・世帯 人 口 65,554人(令和4年12月31日現在) 世帯数 35,275世帯(令和4年12月31日現在)

2 地形と地質

伊東の南西部には、遠笠山、万二郎岳、万三郎岳の天城山系が連なり、その北方に伸びる尾根は巣雲山から箱根へと500mほどの尾根が伊豆半島を東西に分け分水嶺をなしている。

また、尾根の東側の、伊東市街地、宇佐美地区に沖積地の平野部をもつほかは、比較的丘陵の台地が海岸付近まで達し、各集落を分離している。

伊東松川から北川の地域は、湯ケ島層郡及び鮮新世火山岩類からなる標高500m程度の山地で、小河川によって深く刻まれ、山腹斜面は急傾斜をなしているうえ、岩石が風化変質を受けた所が多く、斜面の崩壊や山崩れ等の災害が発生し易い地域となっている。

伊東松川から南側地域では、第四世紀火山活動による砕屑丘や溶岩円頂丘等の火山群が 分布し、特に大室山付近から噴出した溶岩は、本地域の南部を特徴づける広大な溶岩台地 を形成している。

また、この台地は、大室山から噴出した軽石や火山灰で覆われており、標高200m程度のなだらかな地形をなし、海岸線のほかには比較的急傾斜地は少ない。

川は狭隘であり、沖積低地の発達が乏しい地形の中で、比較的規模の大きいものとしては伊東市街地、宇佐美の2地区に分布し、伊東市における人口集中地域となっている。

この沖積低地では、軟弱地盤が多く液状化現象の起きる可能性もあり、地震対策上注意すべき地盤といえる。

3 気候

気候は、海洋性の温暖な土地で、令和3年の年間平均気温17.4℃、年間平均風速 2.7m、年間降水量2,454mmと、四季を通じてしのぎやすく気象条件には恵まれている。

当地の主な特徴

- 四季を通じて温暖であり、特に冬季は温暖で日照時間も長くしのぎやすい。
- 天気のよい日が多い割に、降水量が多い。
- ・ 気温の日較差(毎日の最高気温と最低気温の差)と年較差(最温月と最寒月の平均気温の差)があまり大きくない。
- ・ 風向きは年間を通じて北東風(ならい)と南西風(にし)が多く、平地又は山間部に 比べ海岸部では風の吹く日数が多くなっている。

第5節 市の社会的条件

本市の人口は微減しているものの、核家族化により世帯数は微増しており、高齢化が進行し、 若年層の比率が低い。また、観光シーズンには旅館、保養施設、別荘などに多くの人が訪れる ため、最大で約13万人が見込まれている。

産業構造は、年間約640万人の観光客が訪れる全国でも有数の観光地であることから、第3次産業(サービス業、小売業、飲食店等)に従事する人が約80%と大半を占めており、天候不順や地震災害などにより経済が大きく左右される構造となっている。

交通について、道路は、国道135号、伊豆スカイラインが主要路線となっている。交通機関は、電車はJR伊東線、伊豆急行、バスは東海自動車、海上交通は東海汽船、富士急マリンリゾートなどがあるが、行楽シーズンはいずれも混雑する。

観光地として多数の観光客等が訪れ、また、天候不順や地震災害などにより経済が大きく左右されるといった実情から、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進するとともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有

の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用に努める。

第6節 予想される災害

1 風水害

市内の主要河川は、奥野ダムの完成や治水工事等が進み、水害による大災害の危険は次第に少なくなってきている。

しかし、災害はあくまでも予期、予想されない事態によって起こるものであって、分譲 地等リゾート開発の進展につれ、中小河川での新しい災害の発生も予想される。

季節的には、梅雨時に前線活動がしばしば活発になり、大雨又は局地的な豪雨に見舞われることがある。これは雨量30mm/h以上になると一部中小河川での氾濫が起き始める。

2004年には台風22号により死傷者や家屋被害など甚大な被害が発生したほか、最近では2019年に台風15号(令和元年房総半島台風)が伊豆半島に接近し、本市でも大規模停電及び池地区では冠水被害が発生した。

2 高潮、高波

本市は、相模湾に面した長い海岸線をもっているため、近年港湾や海岸整備が進められてきたが、新たな開発等により台風・低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすい状況が生まれてきている。

3 地震、津波

本市は、過去いくたびか地震・津波の災害に見舞われている。

近年では、関東大震災(1923年)で多くの死傷者や家屋の倒壊・流出があった。

この時の津波被害状況からみて、海抜5m以下の地域や海岸に面する地区では警戒が必要であるが、東日本大震災(2011年)での津波被害を鑑み、それら海抜等より高い地域についても警戒しておく必要がある。

また、北伊豆地震(1930年)でも、死傷者や家屋の倒壊があった。

最近では、伊豆大島近海地震(1978年)、伊豆半島東方沖の群発地震(1980年、

1989年、1997年、2006年、2009年)でも被害が発生している。

近い将来発生すると言われている相模トラフ等の地震や南海トラフ地震でも多くの被害 の発生が予想されている。

4 地すべり、山崩れ等

本市は、土砂災害警戒区域が369箇所(急傾斜地260箇所、土石流107箇所、地滑り2箇所)もあり、大雨や地震時に相当の被害が予想される。

本市全域の山地及び斜面(砂防指定地、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)においては大雨・地震により斜面の崩壊、山崩れ等が起こり易く、家屋の埋没・倒壊・流出、道路決壊・途絶等の被害が予想される。

5 火災

石油タンク等危険物施設、高圧ガス施設等の防災対策について、十分配慮しておく必要がある。

また、住宅密集地域及び消防水利の不便な地域は、大火災の可能性も内包しており十分な警戒を要する。

6 交通災害

本市は、国道135号及び国道135号バイパスの主要幹線道路が市内を通り、観光客による車の交通量も多く、交通事故が多発する傾向にある。

7 火山噴火

平成元年7月伊東海岸沖合3.5kmで海底火山噴火が起きた。このことにより「伊豆東部火山群」として、平成2年6月気象庁の常時観測火山に指定された。

伊豆東部火山群の活動は、最新でも約2千年以前であるため、特に噴火を示す記録はない。しかし、市内には火山や火口が多くみられ、また、近隣には伊豆大島をはじめとする伊豆諸島、箱根、富士山があり、活発な火山活動地域の中にあることだけは確かな事実で

ある。

今回の火山活動は、伊豆東部火山群の一つの単成火山の局地的現象と考えられる。前兆 現象として、群発地震、地殻の隆起や伸び、地下水の変化、地熱の上昇、火山性微動等の 現象が起きた。

平成23年3月31日から「噴火警戒レベル」等の導入とともに、火山活動地域が特定されたため、今後は、それら地域を中心とした警戒と監視が必要である。

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 総則

1 趣旨

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生時し、又は発生するおそれがある時(以下「災害時」という。)における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

- (1) 市及び県は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、地震、津波、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するとともに、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- (2) 市及び県は、地震、津波、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、 災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置 を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定 区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市が定め る水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置 など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

- (3) 市及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、 豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を 誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利 用の推進に努めるものとする。
- (4) 市、県、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下 物の防止対策を図るものとする。

第2節 通信施設等整備計画

1 主旨

災害時における通信業務は、災害予防、被災状況、災害応急対策、災害復旧等を速やかに処理するため重要な業務である。従って有事に際し、その機能を有効適切に活用できるよう、常時これらの整備点検を行うと同時に設備の充実を図る。

2 同報無線

- (1) 屋外受信施設の拡充を図り、難聴地域の解消に努める。
- (2) 難聴地域の解消を目的に、戸別受信機設置箇所を利用し、地域における情報伝達の拠点づくりに努める。
- (3) 情報伝達の迅速化を図るため、同報無線のデジタル化に努める。
- 3 県総合情報ネットワーク

災害時における気象情報及び災害情報の収集並びに伝達は、県総合情報ネットワークで 行う。

この県総合情報ネットワークは、ファクシミリ、データ通信、映像伝送等を利用して一層、情報の正確と迅速を期する。

4 防災行政無線

現在使用している無線波は1波のため、同時指令に対応できる多方面との交信にはかなりの時間を要し、さらに地形等によって交信不能地域がある。これを補うためデジタル簡易無線等の整備に努める。

5 消防無線

消防無線は、現在小室山に基地局が設置されているが、その基地局が災害により使用不能となった場合、市内で広い範囲で不感地域が発生すると予想される。そのため簡易基地局を設置し、不感予想地域の解消を図る。

6 その他の通信設備

指定公共機関の電話通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の 有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装 置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努め る。

また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ無人航空機を活用できる体制を整備する。

- 7 迅速な情報伝達を図るため情報伝達手段等の整備に努める。
- 8 安否情報提供システムの整備に努める。
- 9 要配慮者にも配慮した被災者等への多様な手段の整備に努める。
- 10 電子メール (メールマガジン、エリアメール等) (以下「電子メール」という) を利用した情報配信の整備に努める。
- 11 孤立が予想される地域に確実に情報が伝達できる体制の整備に努める。
- 12 その他、災害時における情報収集及び提供システム等の整備に努める。

第3節 防災資機材整備計画

1 主旨

この計画は、本市が保有する災害応急対策に必要な資機材を整備する計画を明らかにし、 有事に際しその機能を有効かつ的確に活用できるようにするため、平常時からこれらの整 備点検についての計画も併せて明らかにするものとする。

2 応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、資機材の整備を図る。また、 市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係部局と情報交換を 行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

(1) 消火等に必要な機械器

市民等の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、地震等の災害による被害を軽減するため、必要な機械器具を確保しておくものとし、その整備にあっては基本消防力を目標とする。

- ア 整備点検は常時行い、有事の際の活動に万全を期するものとする。
- イ 消防署、消防団の機械器具及び消防水利は別に定める。
- (2) その他の資機材

防災の用に供するための資機材は別に定めるとおりであるが、年次計画により不足 資機材の整備充実を図るものとする。なお、不足資機材については現に各課で保有す る資機材をもって対処し、必要に応じて緊急調達できるよう入手経路を確保しておく ものとする。

第4節 火災予防計画

1 主旨

各種災害の予防を図るため、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、特に火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備に整備、防火管理体制の整備等の指導を行い被害の軽減を図る。

2 消防体制の整備

市は県と共同するなどして、消防団の施設・装備、青年層の団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住所や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。

- 3 火災予防対策
 - (1) 都市防災対策の推進

燃えないまちづくりを目標に、あらゆる機会をとらえて、建物の不燃化、難燃化を 推進し、火災の発生防止及び被害の軽減を図る。 (2) 予防査察の実施

防火対象物の予防査察を定期的に実施し、火災危険箇所の改善を指導する。

(3) 消防用設備等の整備指導

火災の早期発見、初期消火のため消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を 図る。

(4) 防火管理体制の整備

旅館・ホテル・病院・学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し指導する。

(5) 防火対象物に対する火災予防指導

各事業所に対し、火災予防体制の徹底を図るとともに、防災体制の整備拡充、防災 に対する意識の高揚を図る。

4 緊急消防援助隊の受援体制の整備

市は、消防組織の確立と消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の充実とともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

第5節 危険物施設保安計画

1 主旨

危険物施設等の現状を把握して、災害時における危険物の応急対策についての円滑化を 期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の軽減を図る。

2 施設の現況

資料編「市内ガス事業者・燃料・LPG商一覧表」のとおりとする。

3 予防杳察

監督機関及び関係機関は、施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を 検査するため、毎年定期的に立ち入り検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導取 り締まりを実施する。

4 保安教育

監督機関及び関係機関は、危険物施設の従業員に対し、保安に必要な教育又は防災に関する諸活動が円滑に運営された応急対策が完全に遂行されるよう、講演会等を開催し、保安意識の高揚を図る。

第6節 ガス保安計画

1 主旨

都市ガス(「ガス事業法」に定める一般ガス事業、簡易ガス事業及び大口ガス事業に係るガスをいう。以下同じ。)及び高圧ガス(高圧ガス保安法に定める高圧ガスをいう。以下同じ。)による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

2 ガス事業の現況

資料編「市内ガス事業者・燃料・LPG商一覧表」のとおりとする。

- 3 ガス保安体制の整備
 - (1) 防災計画の作成等

ガスによる災害を防止するため、一般ガス事業者は、災害対策基本法に基づく防災計画を、簡易ガス事業者はこの規定に準ずる防災計画を作成し、市及び県に提出するとともに、その内容について毎年見直しを行い、緊急時における活動が計画どおり実施できるよう応急体制の整備を行う。

- (2) 都市ガス事業者は、ガス事業法第30条の規定による保安規定の写しを市、消防本部に提出するものとする。
- (3) ガス保安に係る連絡調整体制の整備

ア 市及び県並びに関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。

イ 都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者(「液化石油ガスの保安の確立及び取

引の適正化に関する法律」に定める販売事業者をいう。以下同じ。)は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を消防本部に提出する。

4 ガス保安施設の設備

(1) ガス遮断装置の設置

都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。

(2) ガス漏れ警報設備等の設置

都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留する恐れがある場合に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

- 5 ガス災害の予防対策
 - (1) 都市ガス
 - ア 都市ガス事業者は、ガス製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安 規程等に定める基準に基づき巡視、点検及び検査を行う。
 - イ 都市ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育 及び訓練を行い、安全意識の高揚に努める。
 - ウ 都市ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事にかかる災害防止のため、土木 建築関係者に対し、ガス管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、 設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡をとり、現場立会等を実施する。
 - エ 他工事業者は、他工事をするに際しガス導管にかかる災害を防止するため、あらか じめ、都市ガス事業者と連絡、協議をするとともに都市ガス事業者が行う保全のため の措置の協力をするものとする。
 - オ 都市ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のための設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。
 - (2) 高圧ガス
 - ア 高圧ガス事業者は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。
 - イ 消防本部は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の 実施、関係保安団体の育成に努める。
 - ウ 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。
 - エ 市及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため、消費者保安講習、啓発のためのパンフレットの配布、ラジオ、テレビ等による P R を行う。また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

第7節 道路、橋りょう災害防除計画

災害時の避難路及び緊急輸送路となる国・県道及び幹線市道の整備を促進する。

- 1 道路
 - (1) 国・県道の拡幅及び危険箇所の改良を要請する。
 - (2) 国・県道に接続する幹線市道の拡幅を図る。
 - (3) 都市計画事業に基づき住宅密集地に防火帯を兼ねた幹線市道の整備を図る。
 - (4) 交通量の変化、地形の変化、地質等の調査結果等を勘案し、通行危険箇所の解消を 図る。
- 2 橋りょう
 - (1) 道路拡幅計画に併せた改良をする。
 - (2) 落橋防止対策の推進を図る。

第8節 道路鉄道等災害防止計画

1 主旨

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

2 道路交通の災害予防計画

道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象等における交通の危険防止を図るため、 管轄する道路について次の業務を行う。

- (1) 安全設備等の整備
- (2) 防災体制の確立(情報連絡を含む。)
- (3) 異常気象時の交通規制区間の指定
- (4) 通行規制の実施及び解除
- (5) 通行規制の実施状況に関する広報
- 3 鉄道の災害予防計画

鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

- (1) 安全施設等の整備
 - ア 道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。
 - イ 路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。
- (2) 防災体制の確立

動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

- (3) 異常気象時における運転の停止等 豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の停止等を行う。
- (4) 運行規制の実施状況に関する広報

第9節 防災知識の普及計画

1 主旨

地震等による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民、各組織等を対象 に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し個々の防災力向上を図る。

災害対策関係職員及び市民に対する災害予防、あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が指定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、概ね次により行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、市は、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

また、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2 普及の方法

様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の元で開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努め、防災知識の普及を図る。

(1) 学校教育、社会教育を通じての普及

災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。

また、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努め、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(2) 職員及び関係者に対する普及

防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制の適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。

(3) ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及

市民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、また、防災マップ等の印刷物等を作成配布し防災知識の高揚を図る。

(4) 映像、スライド、講演会等による普及

防災週間、防災月間、水防月間、土砂災害防止月間や山地災害防止キャンペーン等を通じ、防災関係者並びに市民等に対し、映像、スライド、講演会を適宜開催し防災知識の普及を図る。

- (5) 美しい伊豆創造センターと連携した普及
 - 美しい伊豆創造センターと連携し、地質災害(土砂災害、地震災害、火山災害等) について知識の普及に努める。
- (6) 防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信することによる普及市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となるハザードマップ等を整備するとともに、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- 3 普及すべき内容

防災の知識の普及に当たっては、周知の徹底を図る必要のある事項を重点的に行うものとする。普及事項は、概ね次のとおりである。

- (1) 防災気象に関する知識
- (2) 防災の一般的知識
- (3) 伊東市地域防災計画の概要
- (4) 自主防災組織の意義
- (5) 災害危険箇所に関する知識及び啓発
- (6) 災害時の心得
 - ア 災害情報等の聴取方法
 - イ 停電時の心構え
 - ウ 早期避難(避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服)の重要性、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - エ 親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等への分散避難の検討、避難路等の事前確認 の徹底
 - オ 食料、飲料水、携帯トイレ等を備蓄し在宅で生活を継続するための準備
 - カ 避難所の適正な運営
 - キ 居住用の建物及び家財の保険加入等の生活再建に向けた事前の備え
 - ク 自動車へのこまめな満タン給油
 - ケ その他の災害の体様に応じ、取るべき手段、方法等
 - コ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の 考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について
 - サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動
- (7) 要配慮者への配慮
- (8) 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識
- (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき行動
- (10) 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- (11) 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・ 性暴力・DV の被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の

普及·徹底

4 実施事項

(1) 市職員に対する教育

市職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に 地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項 について研修会等を通じて教育を行う。

- ア 地震・津波等の防災に関する基礎知織
- イ 南海トラフ地震及び相模トラフ地震等の災害発生に関する知識
- ウ 南海トラフ地震及び相模トラフ地震等の津波の知識
- エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- オ 「伊東市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策
- カ 地震が発生した場合及び予知された場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- キ 職員等が果たすべき役割 (職員の動員体制と任務分担)
- ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置
- ケ 南海トラフ地震に関する情報の意義と、これらに基づきとられる措置
- コ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- サ 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- シ 地震対策の課題その他必要な事項

上記のうち、キについては、年度当初に各部において、所属職員に対し、十分に周知するものとする。また、各部局等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行うものとする。

なお、上記のほか、伊東市教育委員会は「学校の地震防災対策マニュアル(県教育委員編)」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。

(2) 幼児児童生徒(以下「生徒等」という。) に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会より示された防災教育の指針に基づき、市立学校に対し、生徒等に対する地震等の防災教育の実施を推進する。

ア 生徒等に対する指導

自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

- (ア) 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の 充実を図る。
- (イ) 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための 知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種取り組みを活用 して、ボランティア活動への参加を促進する。
- イ 応急救護の技能習得

中学生、高校生を中心に応急看護の実践的技能の修得の徹底を図る。

5 市民に対する防災思想の普及

市は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。この際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

特に、3月6日から15日までの10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ津波避難対策、突発地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災士等の積極的な活用を図る。また、市は、地域コミュニティにおける多様な主体に関する教育の普及促進を図るものとする。

また、市は、県及び国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や写真等映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々は閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を後世に正しく伝えていくよう努めるものとする。

(1) 一般的な啓発

ア 啓発内容

- (ア) 南海トラフ地震及び相模トラフ地震等の基礎的な知織
- (イ) 南海トラフ地震及び相模トラフ地震等の危険度の試算の内容
- (ウ) 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- (エ) 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策
- (オ) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針 等の基礎的知識
- (カ) 南海トラフ地震に関する情報の意義と、これらの情報発時の行動指針等の基本 的知識
- (キ) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (ク) 地域、事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性
- (ケ) 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策
- (コ) 津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- (サ) 避難場所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (シ) 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの 飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備
- (ス) 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- (セ) 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識
- (ソ) 避難生活に関する知識
- (タ) 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮
- (チ) 安否情報確認のためのシステム
- (ツ) NPO 等との連携による森林保全活動の重要性
- (テ) 文化財保存団体等との連携による文化財保護活動の重要性
- (ト) 避難所や仮設受託、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」 意識の普及・徹底

イ 手段、方法

防災マップ、ハザードマップ、パンフレット、リーフレット、ポスター、ビデオテープ、DVD等、報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、県と協力して普及を図る。特に突然発生した地震に対する市民の行動指針について周知徹底を図る。

(2) 社会教育を通じての啓発

市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、市民大学等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財保護団体の諸活動を通じ、防災指導、文化財に対する防災知識の普及を図る。

ア 啓発内容

市民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

イ 手段、方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、防災マップ、ハザードマップ等の資料の提供、ビデオテープ、DVD等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

(4) 自動車運転者に対する啓発

県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。また、市は南海トラフ地震臨時情報発表時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。

(5) 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数のものが出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成、提出の指示等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。

(6) 相談窓口等

市はそれぞれの機関において、所管する事項について、市民の防災対策の相談に積極的に応ずるものとする。

なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談窓口は次のとおりである。

総括的な事項

防災担当課

建築物に関する事項

建築住宅担当課

6 ボランティア活動に関する計画

市は、社会福祉法人伊東市社会福祉協議会(以下「(福)伊東市社会福祉協議会」という。)等と協力して、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、地震等の防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。

7 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項について広報を行う。

その主要な機関等は次のとおりである。

東日本旅客鉄道株式会社・西日本電信電話株式会社・東京電力パワーグリット株式会社 伊東瓦斯株式会社・伊豆急行株式会社・東海自動車株式会社

第10節 防災のための調査研究

1 実施方針

本市における災害発生の体様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

- (1) 本市の地形、地質的要因が自然的災害の発生にあたって、どのような反応を示すか調査検討する。
- (2) 過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査検討する。
- (3) 災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。
- (4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。
- (5) 要防災の程度を区分する。
- (6) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。

ア 災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができる。こうした防災基礎調査の活用は、従来とかくなおざりにされがちであったため、 結果的に大きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の 防災基礎調査を活用して概況の把握に努める。

イ 新しいタイプの災害発生を未然に防ぐため、事前に対策を検討する。

(7) 要防災地域の防災パトロールの実施

危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

2 災害発生状況調査

過去の主な災害(地震、津波、浸水、地すべり、火山活動、大火災等)の発生した当時の状況や被害を整理するとともに、災害に係る観測技術や基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。なお、相模トラフを震源とする地震や、伊豆東部火山群の活動による被害の発生など本市特有の事象に適応していくことを目的とする。

第11節 市民の避難誘導体制

1 主旨

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下「避難場所」という。)及び避難者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」という。)のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知に努める。

2 避難場所、避難路の周知啓発

市は、市民等に対し、避難場所が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難場所として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

3 避難場所、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

- (1) 避難場所
 - ア 避難場所標識等による市民への周知
 - イ 周辺の緑化の促進
 - ウ 複数の進入路の整備
- (2) 避難路
 - ア 沿道における耐震、耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
 - イ 落下、倒壊物対策の推進
 - ウ 誘導標識、誘導灯の設置
 - エ 段差解消、誘導ブロックの設置
- 4 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする市民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努める。

(1) 避難所の指定

避難所は、非構造部材も含めた耐震化、不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備、機器の整備に努める。具体的には以下のとおりとする。

- ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の 教訓、想定される災害、新型コロナウイルスを含む感染症対策等を踏まえその管理 者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじ め指定し、平常時から場所や収容人員等について、市民への周知徹底を図る。また、 災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページや アプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- イ 市は、避難者が滞在するために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を 受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害によ る影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定 するよう努める。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっ ては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受け ることができる体制が整備されているもの等を指定するよう努める。

- ウ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、 換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資す るテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に良好な生活環境確保のためには衛生 (トイレ)、食事(キッチン)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要である ことから、市はこれらの環境改善に努める。また、停電時においても、施設・設備 の機能が確保されるよう、再生可能エネルギー等の活用を含めた非常用発電設備等 の整備に努めるものとする。なお、市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む 感染症対策について、平常時から避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとと もに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福 祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、 ホテルや旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討する。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所 運営に努めるものとする。

オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

(2) 2次的避難所の整備

ア 福祉避難所

- (ア) 市は、一般の避難所では、生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知する。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努める。
- (イ) 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、全ての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保する。
- (ウ) 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「伊東市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施する。
- (エ) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置、運営ができるよう、自主 防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避 難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知する。
- (オ) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置、運営に必要な物資、器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体、事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 2次的避難所

(ア) 2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化 により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、 健康を回復させることを目的とするものである。

- (イ) 市は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- (ウ) 市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難 所が不足する場合、速やかにその確保に努める。
- 5 避難場所、避難所等の施設管理
 - (1) 市

市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理 運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、避難所 の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっ ては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に夏季に は熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での 災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する ものとする。

- ア 避難所の管理者不在時の開設体制
- イ 避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ 災害対策本部との連絡体制
- エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制 なお、避難場所及び避難所の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定 に関する手引き」(内閣府)を参考とする。
- (2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所、認定こども園等の施設と市役所間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性 の災害に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、 必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。 また、市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

- 6 避難情報と市民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発
 - (1) 市が発令する避難情報と、それに対応して市民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から市民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。
 - (2) 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(立ち退き避難・水平避難)を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。
 - (3) 市民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、

自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共 に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(4) 市は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスク毎に「いつ」、「どこへ」 避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を河川氾濫に係る避難 行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、市民の早期避難意識の醸 成を図る。

第12節 防災訓練

1 主旨

市・県における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に訓練を実施する。また、市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認等を行うなどにより、実行性の確保に努めるものとする。

2 総合防災訓練の実施

災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に災害対策基本法の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている状況に鑑み、防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、概ね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を行う必要がある。

総合防災訓練では、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分に配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

- (1) 水防
- (2) 消火
- (3) 交通規制
- (4) 道路啓開
- (5) 救出·救護
- (6) 避難·誘導
- (7) 通信情報連絡
- (8) 救助物資輸送
- (9) 避難所運営
- (10) 給水・炊き出し
- (11) 応急復旧
- (12) 遺体措置

3 防災関係者等の訓練実施

- (1) 災害対策本部の要員をはじめとした防災関係者は、各種防災知識を取得並びに体得し、災害時において速やかに応急措置等の活動ができるよう、実際に則した個別訓練並びに連携訓練を実施する。また、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努める。
- (2) 市は国及び県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、 関係機関と連携して実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- 4 救助・救急関係機関との連携

市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、 救助・救急関係省庁とともに、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、 相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急関係の強化を 図るものとする。

5 非常通信訓練

災害時において、災害地から伊東市災害対策本部及び支部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発進が迅速正確に行うことができるよう、通信訓練を実施する。

6 防災訓練のための交通の禁止又は制限

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、 当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の 道路における通行を禁止し、又は制限することができる。その場合、禁止又は制限の対象、 区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置する。

7 防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし必要に応じ体制等の改善を行う。

第13節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。特に広域被災が予想される南海トラフ等の地震や相模トラフ等の地震に際しては、この恐れが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動(自助・共助)が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。したがって、当面、南海トラフ等の地震対策及び相模トラフ等の地震対策を主眼に、地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、併せて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域住民の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、 防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立す る必要がある。

1 自主防災組織の概要

(1) 組織

町内会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、市は自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の役員への女性の登用など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言等に努めるものとする。

(2) 編成

本部組織として、消火班、救出・救護班、情報班、避難誘導班、生活班等(名称は必要に応じて変更)を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。

(3) 活動内容

ア 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検、把握、避難所の運営体制の準備、各種台帳の整備・点検等を行う。また、避難所については、市の避難所運営マニュアルや県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。

イ 災害時の活動

地域の警戒、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

2 推進方法

市は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を協調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成をする。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

3 研修会等の開催

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を 開催し自主防災組織のリーダーの養成を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものと する。

4 市民の果たすべき役割

地震、津波等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。市民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後に至るまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

- (1) 平常時から実施する事項
 - ア 防災気象に関する知識の吸収
 - イ 地震・津波防災等に関する知識の収得
 - ウ 地域の危険度の理解
 - エ 家庭における防災の話し合い
 - オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難場所、避難路、避難方法、家族と の連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
 - カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施
 - キ 家屋の耐震診断、補強等
 - ク 家具の転倒防止、その他落下倒壊危険物の対策
 - ケ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備
 - コ 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄(食料については最低7日分、 うち3日分は非常持ち出し用)
 - サ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備
 - シ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動
 - ス 津波(避難行動含む)に関する知識の収得
- (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に実施が必要となる事項 平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるよう

平吊時の準備を生かし、自主的灰石動を中心として概ね次の事項が美施できるようにする。

- ア 正確な情報の把握
- イ 火災予防措置
- ウ 非常持出品の準備
- エ 適切な避難及び避難生活
- オ 自動車の運転の自粛
- (3) 地震災害発生後に実施が必要となる事項
 - ア 出火防止及び初期消火
 - イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動
 - ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
 - エ 自力による生活手段の確保
- 5 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。 自主防災組織は、県、市及び消防団等その他の防災関係機関と協力し、地域の防災は自 らの手で担う意欲をもって次の活動をするものとする。

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災知識の学習

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、次のような啓発を行う。

- (ア) 南海トラフ地震及び相模トラフ地震等に関する知識
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報の意義や内容

- (ウ) 平常時における防災対策
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応
- (オ) 災害時の心得(防災マップ等による啓発)
- (カ) 津波に対する心得(津波ハザードマップ等による啓発)
- (キ) 自主防災組織が活動すべき内容及び組織の構成員の役割
- (ク) 女性が自主防災組織に参画する重要性

イ 「防災指導員」の活動

防災指導員は、地域住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として ウ 以下の諸活動の企画、 実施に参画するものとする。

ウ「自主防災地図」の作成

地域内の危険箇所や災害時に必要となる施設等を表す地図を作成し、掲示又は各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

エ 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域の危険度を確認し、その地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

オ 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、避難行動要支援者台帳の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。

- (ア) 世帯台帳
- (イ) 避難行動要支援者台帳
- (ウ) 人材台帳
- (工) 自主防災組織台帳
- カ 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機 材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

キ 「避難生活計画書」の作成

南海トラフ地震臨時情報発表時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、自主防災組織のための「避難生活計画 書作成手引き」に基づき、各自主防災組織ごとに「避難生活計画書」を作成する。

ク「津波避難行動計画」の作成

津波被害の恐れのある地域を対象に、迅速・的確に避難行動に結びつけることを目的に、自主防災組織ごとに「津波避難行動計画」を作成する。

ケ 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる南海トラフ地震 臨時情報発表時及び地震発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施 する。

この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市及び防災関係機関と有機的な連携をとるものとする。

また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。

- (ア) 総合防災訓練
 - あ 情報の収集及び伝達の訓練
 - い 出火防止及び初期消火の訓練
 - う 避難訓練 (津波避難訓練含む)

- え 救出及び救護の訓練
- お 炊き出し訓練
- (イ) 地域防災訓練

12月第1日曜日「地域防災の日」に自主防災組織を中心とした、地域の実情にあった防災訓練を実施する。なお、津波被害が予想される地域は津波避難訓練を盛り込むよう努める。

(ウ) 津波避難訓練

津波対策推進旬間に「津波警報」が発令されたことを想定し、迅速かつより高い地域に避難するなどの津波避難訓練を実施する。

コ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、 身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災会活動の推進 に努めるものとする。

- 6 市の指導及び助成
- (1) 自主防災組織づくりの推進

市は分譲地、別荘地として開発された地域等に対して、開発又は管理会社の協力を得て自主防災組織づくりの推進を図る。

(2) 自主防災に関する意識の高揚

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に資料の提供、研修会の開催等を行う。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- ア 自主防災組織中核リーダー研修への自主防災組織役員の派遣
- イ 自主防災組織役員を対象とする防災講演会の開催
- ウ 自主防災組織内研修への市職員の派遣
- (3) 伊東市防災指導員制度

市長は、自主防災組織の活性化を図るため、伊東市防災指導員を選任する。 伊東市防災指導員は、市民の防災意識の高揚及び啓発、自主防災組織の育成など防 災対策の推進を図るため、次の各号に掲げる活動を行う。

- ア 防災知識の普及に関すること。
- イ 自主防災組織の指導育成に関すること。
- ウ防災訓練に関すること。
- エ その他市長が必要と認めたこと。
- (4) 組織活動の促進

市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地域担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を図る。

(5) コミュニティ防災センターの活用

コミュニティ防災センターを設置し、地域の自主防災活動拠点として次の事項等に ついて活用する。

- ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。
- イ 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点と するとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。
- ウ 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の 拠点とする。
- (6) 自主防災組織への助成

自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、市及び 県は必要な助成を行う。

(7) 静岡県防災アプリ「静岡県防災」の活用

市は、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」に搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努める。

- 7 自主防災組織と消防団との連携
 - (1) 消防団は、地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防 団が参加し資機材の取扱いなどについて指導・助言を行うことや消防団OBが自主防 災組織の役員等になるなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとす る。
 - (2) 消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。 また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常 化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第14節 事業所等の防災活動

1 事業所等における防災活動の概要

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- (1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- (3) 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、 施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- (4) 災害応急対策または災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業 所等は、事業活動に関し、県、市が実施する防災に関する施策に協力すること。
- (5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動する ことがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テ レワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適 切な措置を講ずること。
- (6) 平常時からの防災活動の概要
 - ア 防災訓練
 - イ 従業員等の防災教育
 - ウ 情報の収集、伝達体制の確立
 - エ 火災その他災害予防対策
 - オ 避難対策の確立
 - カ 救出及び応急救護等
 - キ 飲料水、食料、災害用トイレ、生活必需品等の災害時に必要な物資の確保
 - ク 施設及び設備の耐震性の確保
 - ケ 予想災害からの復旧計画策定
 - コ 各計画の点検・見直し
- 2 事業所の防災力の向上の促進
 - (1) 市は、県と共同するなどして、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
 - (2) 市は物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。
 - (3) 市及び県、商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等 の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画を必 要に応じて見直しを図るものとする。
- 3 事業継続計画(BCP)の取組

事業所等は事業所の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、 地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続す るためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第15節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地 区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定め られた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られ るよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努め るものとする。

第16節 ボランティア活動に関する計画

市は、社会福祉法人伊東市社会福祉協議会(以下「(福)伊東市社会福祉協議会」という。) や市の災害ボランティアセンターで活動する県などが養成した災害ボランティアコーディネーター等と協力して発災時に備え、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、訓練や研修を通じ、防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害対策活動の促進を図る。

第17節 要配慮者避難支援計画

1 主旨

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人、観光客等の要配慮者に対し、その災害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備する。

- 2 要配慮者の支援体制の整備
 - (1) 要配慮者支援体制

市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難場所又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している(福)伊東市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。

地域においては、市のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援にあたるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

ア 行政機関

警察、消防、健康福祉センター(保健所、児童相談所等)、特別支援学校等

イ 地域組織

自治会、町内会

ウ 福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、(福)伊東市社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障がい者団体等

(2) 避難行動要支援者の把握、名簿の作成等

ア 市は、当該市に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るた

め特に支援を要する者(以下、「避難行動要支援者」という)の把握に努める。

- イ 市は、避難行動要支援者について避難支援等(避難の支援、安否の確認、その他の 避難行動要支援者の生命、又は身体を災害から保護するために必要な措置)を実施す るための基礎とする名簿(避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という)を地域防災 計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。
- ウ 市は避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映した ものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎に被災等の事態が生じ た場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める ものとする。
- エ 市は災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援関係者(消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難行動支援等の実施に携わる関係者)に対し、本人の同意を得た上で名簿情報を提供する。ただし、現に災害の発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。
- オ 上記により、名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の 実施に携わる者またはこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市は、名簿 情報の提供を受けるものに対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずる よう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。
- カ 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- キ 市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・ 児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、 避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ個別避 難計画を提供するものとする。また、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動 要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練 の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要 な措置を講じるものとする。
- ク 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援 等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援 等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避 難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (3) 防災訓練

市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、 要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

(4) 人材の確保

市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

(5) 協働による支援

市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

(6) 情報伝達

市は、県と連携し、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を推

進する。

また、避難支援等関係者が対象者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう情報の伝達には次の事項に配慮する。

- ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより的確に伝わること。
- イ 同一障がいでもあっても必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- ウ 高齢者や障がい者等に合った、必要な情報を選択しがら伝達する。

なお、市は、在京大使館等からの外国人の安否確認に必要となる連絡体制を確保する。

(7) 避難支援者等の関係者の安全確保について

市は、地域等においても避難の必要性や名簿等に関することなどについて理解させ、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくよう努める。

- (8) 要配慮者利用施設における避難確保措置等
 - 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。
- (9) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第18節 救助・救急活動に関する計画

1 救助隊の整備

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を 推進する。

第19節 応急住宅・災害廃棄物処理

- 1 市は、県と共同するなどして、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の 危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備する。
- 2 市は、県と共同するなどして、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。
- 3 市は、県と共同するなどして、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の 促進等に努める。
- 4 市は、県と共同するなどして、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

第20節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

1 市

- (1) 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との 災害協定の締結に努める。
- (2) 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (3) 市は、防災機能を有する道の駅を地域の広域的な防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。
- (4) 市及び県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
- 2 重要施設の管理者

- (1) 市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。
- (2) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- (3) 市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料 供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油 販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注 機会の増大に努めるものとする。
- (4) 市及び県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

3 ライフライン事業者

- (1) 災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及 び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。
- (2) ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。
- (3) 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の 復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を 確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。
- (4) 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。
- (5) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設 の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持する ため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。
- (6) 電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源 車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとす る。

第21節 被災者生活再建支援に関する計画

1 実施体制の整備

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

- (1) 住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練
- (2) 応援協定の締結
- (3) 応援の受入れ体制の構築
- 2 システムの活用

市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第22節 業務継続に関する計画

1 業務継続体制の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続 計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性のある業務継続 体制を確保するため、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

2 業務継続計画において定めておく事項

業務継続計画は内閣府(防災担当)作成の「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 市長不在時の明確な代行順位
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第23節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市及び県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう 取り組むとともに、男女共同参画担当部局が防災部局と協力し、災害対応について庁内避難 所等における連絡調整を行う。

第24節 災害に強いまちづくり

- 1 市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。
- 2 市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- 3 市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものと する。
- 4 市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、道路防災対策等を通じて、 強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上 重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区 域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業 者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものと する。

第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 総則

1 主旨

この計画は、市が指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て災害応急対策を実施するときの実施計画とし、概ね次の場合の措置とする。

- (1) 災害対策基本法(以下この章において「法」という。)第5条(市町村の責務)の 規定に基づき、市の責務として実施する場合の措置
- (2) 法第67条(他の市町村長等に対する応援の要求)の規定に基づき、他の市町村長等に対して応援を要求する場合の措置
- (3) 法第68条(都道府県知事に対する応援の要求等)の規定に基づき、知事に対して 応援を要求する場合の措置
- (4) 法第68条の2(災害派遣の要請の要求等)の規定に基づき、知事に対して、災害派遣の要請の要求をする場合の措置
- (5) 法第73条(都道府県知事による応急措置の代行)の規定に基づき、知事に対して市 長が実施すべき応急措置の代行を要請する場合の措置
- 2 市の行う措置

法第50条(災害応急対策及びその実施責任)の規定に基づき市が行う応急措置は概ね次のとおりである。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 3 この計画を理解し実施するための留意事項
 - (1) 関係法令との関係

法第10条(他の法律との関係)に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

(2) 相互協力

法第4条(都道府県の責務)、第5条(市町村の責務)、第6条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、第7条(住民の責務)及び第54条(発見者の通報義務等)の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。

この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携、協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市は、県、ライフライン事業者、 関係する省と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に 応じて現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現 地作業調整会議を開催するものとする。

(3) 市の配慮すべき事項

ア 要請について

市長は、伊東市地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。

要請連絡は電信・電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお、電信・電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。

イ 関係者への連絡周知について

市長は、県がこの計画に基づき施設、物資等の斡旋を行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資の販売業者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。

(4) 応援の指揮系統

法第67条(他の市町村長に対する応援の要求)、第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)及び第72条(都道府県知事の指示)の定めるところにより応援に従事する者は、市長の指揮の下に行動するものとする。

(5) 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、斡旋、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。

ア機関名

イ 所属部課名

ウ氏名

(6) 従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

(7) 標示等

災害応急対策の処埋が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が 正確に判別できるよう留意する。

(8) 知事による応急措置の代行

法第73条(都道府県知事による応急措置の代行)の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、伊東市地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

(9) 経費負担

ア 災害応急対策に要する経費については、法第91条(災害予防等に要する費用の負担)の定めるところにより災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。

イ 市長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等を動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村もしくは業者の請求に基づき、県が確認のうえ、それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第2節 組織計画

1 主旨

この計画は市の災害対策組織体制を明らかにし、防災行政の総合的な運営及び災害応急対策の円滑な遂行を図ることを目的とする。

2 災害対策組織

(1) 伊東市防災会議

伊東市防災会議の編成は、伊東市防災会議条例(昭和37年伊東市条例第7号)(以下この節において「条例」という。)の定めるところによる。

(2) 運営

条例及び伊東市防災会議運営要領の定めるところによるものとする。

(3) 標識

会議の運営を円滑に進めるため、資料編「伊東市防災会議標識」のとおり標識を定めるものとする。

- 3 伊東市災害対策本部
 - (1) 編成

伊東市災害対策本部編成は、「伊東市防災会議運営要領」の定めるところによる。

(2) 運営及び分掌事務

伊東市災害対策本部編成図による各部運営の分掌事務は、伊東市災害対策本部条例 (昭和37年伊東市条例第8号)及び伊東市災害対策本部運営規程の定めるものとす る。

(3) 設置基準

大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあり、市長がその対策を必要と認めるとき。

(4) 標識

本部活動を円滑に進めるため、資料編「伊東市災害対策本部標識」のとおり標識を定めるものとする。

4 伊東市水防本部

水防本部組織に関し必要な事項は別冊「伊東市水防計画書」の定めるところによるものとする。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に編入されるものとする。

5 気象警報等による配備態勢

災害対策本部の設置に至らないが、各種気象警報等が発表された段階においては、必要 に応じ配備態勢を整え警戒態勢をとるものとする。

第3節 応援・受援・動員計画

1 主 旨

この計画は、市長が動員を命令し、又は要請する場合の対象者及び実施期間、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

- 2 動員の実施基準
 - (1) 動員の時期

市長が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる。

- (2) 動員要請対象者
 - ア 市職員
 - イ 消防団員
 - ウ 警察官
 - 工 自衛官
 - 才 海上保安官
 - カ 医師、歯科医師又は薬剤師
 - キ 保健師、助産師又は看護師
 - ク 土木技術者又は建築技術者
 - ケ 大工、左官又はとび職

コ 土木業者又は建築業者及びこれらの従事者

3 実施方法

(1) 市職員の動員

職員の動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応できる態勢を整備するため、各部課の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策をとるよう配慮するものとし、動員については、「第2節組織計画」により、伊東市災害対策本部運営規程のとおりとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

(2) 消防団員の動員

動員は原則として、「第24節消防計画」により、伊東市災害対策本部運営規程の定めるところによる。

(3) 警察官の応援動員要請

警察官の応援動員を必要とする場合は、伊東警察署長に対し出動を要請する。

(4) 自衛隊の派遣要請の要求

自衛隊の派遣要請に関し必要な事項は「第27節自衛隊派遣要請要求計画」の定めるところによるものとする。

(5) 海上保安庁に対する支援要請の要求

海上保安庁への支援要請の要求に関し必要な事項は「第28節海上保安庁に対する 支援要請要求計画」の定めるところによるものとする。

(6) 医療助産関係者の応援動員要請(従事命令を含む)

医師、歯科医師、薬剤師及び看護師・助産師の応援動員に関し必要な事項は「第14節医療助産計画」の定めるところによるものとする。

(7) 土木業者、建設業者、技術者等の応援動員要請(従事命令を含む)

動員要請を行う場合は、伊東建設関連業者連絡協議会に対して行うものとする。

(8) 県知事等又は他の市町長に対する応援の要求等

ア 知事等に対する応援要求等

市長は、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認められるときは県に対し、次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする人員、資機材等
- (ウ) 応援を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他応援に関し必要な事項

イ 他の市町長に対する応援要請

- (ア) 市長は、当該市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長対し、 応援を求めるものとする。
- (イ) 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定に基づき」、協定している市町長に対し、応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するともに必要な応援をするものとする。
- ウ 県から他の市町に対する応援
 - (ア) 知事は、市から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の 災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大 限の協力をする。
 - (イ) 知事は市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市長に対し次の事項を示して当該市の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。
- (9) 関係機関等への協力要請

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合、次のとおり職員の応援動員の要請等をするものとする。

- ア 指定地方行政機関の長に対して行う派遣要請 次の事項を明らかにしたうえ派遣を要請する。
 - (ア) 派遣を要請する理由
 - (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (ウ) 派遣を必要とする期間
 - (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (オ) その他職員の派遣について必要な事項
- イ 法第30条(職員の派遣のあっせん)の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにしたうえで職員の派遣について斡旋を求めることができる。
 - (ア) 派遣の斡旋を求める理由
 - (イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
 - (ウ) 派遣を必要とする期間
 - (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (オ) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項
- ウ 法第70条第3項の想定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請することができる。
- エ 法第74条の3の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長に対し、 応援を求めまたは災害応急対策の実施を要請することができる。
- (10) 受入体制の確立
 - ア 全ての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制に支障の ないよう措置する。
 - イ 動員により応援を受ける場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援動員者の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。
 - ウ 庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイア ウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行う。 その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保 に配慮する。
 - エ 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、 活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第4節 通信情報計画

1 主旨

この計画は、情報の収集伝達を迅速、的確に実施するため、伊東市、県、防災関係機関、自主防災組織等との連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

- 2 基本方針
 - (1) 県等との情報活動の緊密化
 - ア 情報の収集及び伝達は、伊東市災害対策本部と県東部方面本部各相互間のルートを 基本として、伊東警察署及び防災関係機関と密接な連携のもとに行う。
 - イ 情報活動の緊密化のため、派遣される伊東警察署の警察官及び県東部方面本部職員 の受入れを行う。
 - (2) 報道機関との情報活動の連携

株式会社シーブイエー、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク及びエフエム伊東株式会社は、あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、 正確・迅速な情報の伝達を行う。 (3) 情報活動の迅速的確化

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定める。

(4) 防災関係機関総合の連絡体制の構築

市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム(総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムである SIP 4D(基盤的防災情報流通ネットワーク)に集約できるよう努める。

- 3 情報の内容等
 - (1) 市
 - ア 気象、地象及び水象(以下この節において「気象等」という。)に関する情報の受理、 伝達、周知
 - (ア) 県災害対策本部から通知される気象等情報の受理は、伊東市災害対策本部(伊東市災害対策本部設置前においては、伊東市警戒本部、もしくは伊東市防災担当課)において受理する。
 - (イ) 気象等情報は、同報無線、電子メール、広報車等を活用して、市民等に対して 周知徹底を図るものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるも のとする。なお、特別警報については、通知を受けた時又は自ら知った時は、直 ちに可能な限りの手段により住民等に周知する。
 - イ 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達
 - (ア) 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。

なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のための必要な情報の収集 に特に留意する。

- (イ) 伊東市災害対策本部支部員(以下「支部員」という。)、消防団員、自主防災 組織の構成員等のうちから、地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ 定め、迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。
 - あ 被害状況
 - い 避難指示又は警戒区域設定状況
 - う 生活必需物資の在庫及び供給状況
 - え 物資の価格、役務の対価動向
 - お 金銭債務処理状況及び金融動向
 - か 避難所の設置状況
 - き 避難生活の状況
 - く 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
 - け 応急給水状況
 - こ 観光客等の状況
- (2) 防災関係機関
 - ア 気象等に関する情報の収集及び伝達

各防災関係機関は、市災害対策本部から伝達される気象等情報の受理、その他の情報活動の緊密化を図るため、連絡員を市災害対策本部へ派遣する。

イ 災害応急対策に関する情報の収集及び伝達

収集すべき情報の主なものは、次のとおりである。

- (ア) 被害状況
- (イ) 災害応急対策実施状況
- (ウ) 復旧見込み等
- (エ) 緊急要請事項
- 4 情報の収集
 - (1) 市

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、県総合防災情報ネットワーク及び市の防災行政無線、消防無線、防災相互無線(警察署)等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。

ア 職員派遣による収集

災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

イ 自主防災組織等を通じての収集

自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

ウ 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集 途上の各地域における被害概況について情報収集を行う。

(2) 防災関係機関

災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

- 5 被害状況等の報告
 - (1) 市災害対策本部に対する報告
 - ア 市職員は、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、資料編「状況報告書(様式第2号)」により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して市災害対策本部に報告するものとする。
 - イ 伊東警察署は、災害情報を市災害対策本部に報告する。
 - ウ 防災関係機関は、「情報広報実施要領」に定める情報項目について、速やかに市災 害対策本部に対し報告するものとする。

その主なものは、次のとおりである。

- (ア) 緊急要請事項
- (イ)被害状況
- (ウ) 災害応急対策実施状況
- (2) 県災害対策本部に対する報告等
 - ア 被害速報 (随時)

市災害対策本部は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編「被害程度の認定基準」に基づき、資料編「被害速報(随時)」により県東部方面本部(東部地域局)を経て、県災害対策本部に文書をもって報告する。

また、被害規模を早期に把握するため、市災害対策本部は119番通報が殺到する 状況等の情報を積極的に収集し、県東部方面本部(東部地域局)に報告する。ただし、 県東部方面本部(東部地域局)に連絡がつかない場合は県災害対策本部に、県災害対 策本部に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。

なお、連絡がつき次第、県災害対策本部及び県東部方面本部(東部地域局)にも報告する。

イ 定時報告

市災害対策本部は、定められた時間に被害状況を収集し、資料編「被害状況集計表」により県東部方面本部(東部地域局)に定時に報告する。

ウ確定報告

市災害対策本部は、被害状況確定後速やかに資料編「被害状況集計表」により県東部方面本部(東部地域局)を経由して、県災害対策本部に文書をもって報告する。

エ 市災害対策本部は、「情報広報実施要領」に定める情報事項について、速やかに県 に報告又は要請を行うものとする。ただし、県災害対策本部に報告できない場合は、 一時的に消防庁へ報告する。また、市内で震度5強以上を記録した場合(被害の有無 は問わない。)には、直接消防庁へも報告する。

なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

- (ア) 緊急要請事項
- (イ) 被害状況
- (ウ) 災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び市内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部及び消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請が合った場合については、市は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(消防庁応急対策室)

	電 話	F A X
平日 (9:30~18:30)	03-5253-7527	03-5253-7537
上記以外	03 - 5253 - 7777	03-5253-7553

オ 知事に対する要請

知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備 して要請する。

(3) 内閣総理大臣に対する報告

法第53条第1項の規定に基づき、県に報告できない場合に市が内閣総理大臣に報告すべき災害、①市が災害対策本部を設置した災害、②災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害、③①又は②に定める災害になる恐れのある災害のいずれかである。ただし、大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。

中でも、交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し、又は発生する恐れのある場合には、当該災害等(以下「特定事故災害等」という。)が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。

把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況(特に死傷者の数)の判明 又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこ ととする。

(4) 伊東市防災会議に対する報告

必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、伊東市防災会議に報告するものとする。

6 情報伝達の手段

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

(1) 県総合情報ネットワーク

主として県との情報伝達に用いる。

(2) その他の無線及び有線電話等

同報無線、電子メール、防災行政無線、防災相互無線(警察署等)、消防無線、有線電話等を用いて情報の伝達を行う。また、個人が使用しているアマチュア無線等についても、情報伝達の手段として協力を要請する。

(3) 報道機関への協力要請による伝達

市民等に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。

(4) 自主防災組織を通じての連絡

主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

(5) 広報車等の活用

7 通信系統

災害が発生し、もしくは発生する恐れがある場合における必要な情報の収集、又は通報のため、市、県及び関係機関とを結ぶ通信系統は、県総合情報ネットワーク又は電話

等をもって報告する。

なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制を確立するため、同報無線のデジタル化等に努めるものとする。

8 通信施設の利用方法

(1) 同報無線の活用

災害が発生し、又は発生の恐れがあるときは、同報無線を活用し市民等に情報を周知する。なお、同報無線をデジタル化することにより的確な情報伝達が可能となることから、速やかに移行するよう努めるものとする。

(2) 防災行政無線等の活用

災害の発生により有線の通信回線が利用できなくなったときは、防災行政無線、防 災関係各機関の非常無線通信等を最大限に活用し、非常の際における通信連絡網の確 立を図る。

(3) FMコミュニティ放送の活用

FMコミュニティ放送を活用し、市民等に情報の周知徹底を図るとともに、同報無線がデジタル化に移行した場合には連動して情報伝達するよう努めるものとする。

- (4) 市は、既存の通信回線が途絶した場合またはおそれがある場合は、協定を締結しているアマチュア無線の団体の協力を受けるなどあらゆる通信手段を用い情報伝達するよう努める。
- (5) 電子メールの活用

災害が発生し、又は発生の恐れがあるときは、電子メールを活用し、市民等に情報を周知する。

(6) 災害情報共有システムの活用

避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- 9 情報伝達体制の確保
 - (1) 市、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。
 - (2) 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
 - (3) 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知 に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を 図るものとする。
- 10 異常現象発見の通報

災害の発生する恐れがある異常な現象(著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常気象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等)を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は伊東警察署に通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた市町は、気象庁(0570-015-024)へ通報するものとする。

第5節 災害広報計画

1 主旨

災害時において、市民等に対し正しい必要な情報を正確かつ迅速に提供し人心の安定を 図るために県、関係各機関及び報道機関との協力体制を定め、広報活動の万全を期するこ とを目的とする。なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した 広報をするものとする。

また、市外に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

2 計画の内容

(1) 市

被害の状況及び安心情報等の提供により、各種の混乱防止、人心の安定と流言飛語の防止、復興意欲の高揚等を図るため、市民に対し同報無線、電子メール、広報車等多重の広報手段を利用して広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施するものとする。また、停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られていることにも配慮する。

ア 広報事項

市災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ 「防災の手引き」に定め、市民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広 報を行う。

広報事項の主なものは、次のとおりである。

- (ア) 気象、地象、水象に関する情報
- (イ) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起
- (ウ) 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況
- (エ) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (オ) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (カ) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (キ) 民心安定のための市民等に対する呼びかけ
- (ク) その他社会秩序保持のための必要事項

イ 広報実施方法

- (ア) 同報無線、有線放送、電子メール、コミュニティFM、テレビプッシュサービス、広報車等
- (イ) 自主防災組織を通じての連絡
- (ウ) インターネット
- (エ) その他(文字情報表示板等)
- ウ 報道機関に対する協力
 - (ア) 情報発表責任者

伊東市災害対策本部が報道機関に対し情報を発表する場合の情報発表責任者は 副本部長とする。

(イ) 情報発表方法

報道機関に対する正式情報の発表は、原則として、地元報道機関及び伊東記者 クラブを通じ定時記者発表を行う。しかし、緊急情報等で特に必要とする情報に ついては、随時報道機関へ参集を依頼し、臨時記者発表を行う。

エ 広報機関の活用

(ア) 市の広報媒体の活用

伊東市災害対策本部が災害応急対策上必要な事項を市民等に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用して行う。

- あ 印刷媒体
 - (あ) 広報いとう
 - (い) 災害記録写真グラフ等
 - (う) ポスター、チラシ類
- い 視聴覚媒体
 - (あ) ラジオ放送
 - (い) テレビ放送
 - (う) 有線放送
 - (え) 広報車
 - (お) インターネット (携帯電話メール機能による配信も含む)

- (か) 災害時情報共有システム(Lアラート)
- (き) その他(文字表示板等による周知)
- (イ) 外部機関からの広報事項の受領

伊東市災害対策本部は、外部機関から災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用するものとする。

市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議 するものとする。

(ウ) 報道機関からの災害記録写真の収集

伊東市災害対策本部が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。

オ 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

カ 被災者の安否に関する情報

市は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するよう努めるものとする。

また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県の定めた方針を参考に、県、警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び 死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行い、必要に応じて公 表する。

(2) 防災関係機関

ア 広報事項

広報事項は「防災の手引き」の定めるところによるがその主なものは次のとおりである。

- (ア) 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況
- (イ) 災害応急対策状況及び復旧見込み
- イ 広報実施方法
 - (ア) 広報は、防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。 この場合、市及び県との連携を密にするものとする。
 - (イ) 市に対して広報の要請を行う。 この場合、広報案文を添えて行う。
- 3 経費負担区分
- (1) 広報媒体活用の場合の経費

ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度 協議し定める。

(2) 外部機関からの広報事項の受領をした場合の経費

外部機関からの広報事項の受領をした場合の経費は、受領時においてその都度協議して定める。

(3) 報道機関から収集する災害記録写真の経費

報道機関から収集する場合に要する経費は、市が負担するものとする。

4 市民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

市民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

情報源とその主な情報内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ 津波警報、知事・市長の放送要請事項
- (2) ラジオ、テレビ

地震情報等、交通機関運行状況等

(3) 同報無線、電子メール、広報車、その他(文字情報表示板等)

主として市区域内の情報、指示、指導等

(4) 自主防災組織を通じての連絡 主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

(5) サイレン、半鐘

津波警報、火災の発生の通報

(6) 新聞等

被害及び復旧状況

第6節 災害救助法の適用計画

1 主旨

この計画は、災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市において具体的に災害救助法適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 市区域内において、住家が滅失した世帯の数が80世帯数以上であるとき。
- (2) 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市の区域内の人口に応じ、前記(1)の半数以上の世帯の住家が滅失したとき。
- (3) 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。
- 3 被害世帯の算定基準
 - (1) 被害世帯の算定

前記 $2 O(1) \sim (2)$ に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失した 1 世帯とみなす。

(2) 被害の認定基準

資料編「被害程度の認定基準」による。

4 災害救助法の適用手続

市の報告

- (1) 災害に際し、市における被害が、前記2の災害救助法の適用基準のいずれかに該当 し、又は該当する見込みがあるときは、市長は県東部方面本部長(東部危機管理局長) を経由して、直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 市長は、災害救助法施行細則第8条(昭和38年静岡県規則第25号)に掲げる救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関しては知事の指揮を受けなくてはならない。災害救助法施行細則に掲げていない救助の実施については、知事と協議を要する。
- 5 災害救助法事務

災害救助法施行細則第8条(昭和38年静岡県規則第25号)に基づき次に掲げる救助 を実施する。

- (1) 避難所の設置及び収容
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出

- (7) 被災者の住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索
- (11) 遺体の処埋
- (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障 を及ぼしているものの除去
- 6 費用限度額

費用限度額は、資料編「災害救助法費用限度額一覧表」による。

7 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を 実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等 必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障がいのある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル、計画に沿った避難支援に努める。

地震、津波災害発生時においては、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の 住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険 予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。こ のため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、 自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じた ら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身 の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加す ることを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ア 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情	住民が自ら行動をとる	住民等がとるべき行動
	報	際の判断に参考となる	
		情報(警戒レベル相当	
		情報)	
警戒レベル1	早期注意情報(警報級		・防災気象情報等の最
	の可能性)※1(気象		新情報に注意する。
	庁が発表)		など、災害への心構え
			を高める。

警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意 報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル、浸水 キキクルで「注意(黄 色)」となった場合 ・土砂キキクルで「注 意(黄色)」となった 場合	害リスク、避難地や避 難経路、避難タイミン グ等を再確認するとと
警戒レベル3	高齢者等避難(市長が発令)	・洪水警報・洪水キキクル、浸水キキクルで「警戒(赤)」となった場合・大雨警報(土砂災害)	危険な場所から高齢者 等避難 ・高齢者等は危険な場 所から避難(立ち退き 避難又は屋内安全確 保)する。 ・高齢者等以外の人も 必要に応じ、出勤等の 外出を控えるなど普
警戒 レベル 4	避難指示(市長が発令)	・洪水キキクル、浸水	・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。・避難地への立退き避

警戒レベル5 緊急安全確保(市長が • 氾濫発生情報 命の危険 直ちに安 発令) • (大雨特別警報(浸水 全確保 害))※4 ・ 避難地へ立退き避難 • (大雨特別警報(土砂 することがかえって 災害))※4 危険である場合、緊急 安全確保する。ただ し、災害発生・切迫の 状況で、本行動を安全 にとることができる とは限らず、また本行 動をとったとしても 身の安全を確保でき るとは限らないこと に留意する。

- 注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」 は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。
- 注2 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- 注3 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒 レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注4 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、県が提供する土砂災害危険度をより 詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。
- 注5 ※1の早期注意情報(警報級の可能性)は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(東部、中部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(静岡県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
- 注6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注 意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
- 注7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想された時に発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。
- 注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

イ 実施者

- (ア) 緊急安全確保、避難指示
 - あ 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場

合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると 認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込とともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

い 市長は、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事による避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関する助言を参考とするとともに、これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

なお、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、 災害対策基本法第60条により、知事が避難のための立ち退きの指示に関する措 置の全部又は一部を市長に代わって行うものとされている。

- う 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別 の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利 用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- え 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難 行動要支援者への避難指示を実施する。
- お 市長による避難の指示ができない場合、又は、市長から要求した場合は、関係 法令により次の者が指示を行うことができるとされている。
- (あ) 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる(法第61条)。
- (い) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる(自衛隊法第94条)。
- (イ) 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、 「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達 する。

(2) 住民への周知

市長は、避難情報の発令に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線(同報系、戸別受信機を含む。)、広報車、L アラート(災害情報共有システム)、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。

(3) 避難者の誘導等

ア市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病院等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。

また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

イ 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ 避難路の確保

市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

法第63条第2項、第3項の規定により警察官、海上保安官又は自衛官は市長の職権を行うことができるとされている。この規定により警戒区域が設定された場合は、市長はその旨の通知を受けるものとする。

また、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第73条第1項の規定により、知事が市長に代わり警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施するとされている。

2 被災者の救助

(1) 基本方針

ア 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市 長が行うことを原則とする。

イ 県、警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。

- ウ 市は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県の方針を参考に、必要に応じて、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名について公表する。
- エ 市は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- オ 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- カ 自衛隊の救出活動は「第27節 自衛隊派遣要請要求計画」の定めるところにより 行う。
- キ 救出・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものと する。

(2) 実施主体と実施内容

ア市

- (ア) 平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。
- (イ) 職員を動員し負傷者等を救出する。
- (ウ) 市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、 救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。
- (エ) 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。

イ 伊東警察署

状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。

ウ 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- (ア) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (イ) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (ウ) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。
- (エ) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期 救出を図る。
- (オ) 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部等と連絡 をとりその指導を受けるものとする。

- 3 避難場所への避難誘導・運営
 - (1) 避難場所への市職員等の配置

市が設定した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員(消防職員、団員を含む)を配置する。

(2) 地震災害発生時における避難方法

災害の状況により異なるが原則して次により避難する。

- ア 要避難地区で避難を要する場合
 - (ア) 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域
 - あ 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。
 - い 自主防災組織、事業所等の防災組織(以下、「自主防災組織等」という。)は、集 合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。
 - う 市民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防 災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難場所又は広域避難場 所へ避難する。
 - え 一次避難場所へ避難した住民等は、当該一次避難場所に危険が迫ったときは、自 主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、 避難路を経て広域避難場所へ避難する。
 - (イ) 津波、山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自 主的に安全な場所へ避難する。
- イ その他の区域で避難を要する場合

市民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

(3) 避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織の協力により避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

- (4) 避難場所における業務
 - ア 要請等により、避難場所に配置された市職員等は次の事項を実施する。
 - (ア) 火災等の危険の状況に関する情報の収集
 - (イ) 地震、津波等に関する情報の伝達
 - (ウ) 避難者の把握(避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等)
 - (エ) 必要な応急救護
 - (オ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動
 - イ 市が設定した避難場所を所有し又は管理する者は、避難場所の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。
- 4 避難所の開設・運営等

市は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(1) 避難所の開設

市は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者

が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。

この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を 検討する。

避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の 開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中 し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な 手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

- ア 避難受入れの対象者
 - (ア) 災害によって現に被害を受けた者
 - (イ) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - (ウ) その他避難が必要と認められる場合
- イ 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (ア) 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難 所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告
- (イ) 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のため の正しい情報の案内
- (ウ) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (エ) 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その 他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握
- (オ) 避難行動要支援者への配慮
- (カ) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施
- (キ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための、避難者の健康管理 や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等 の必要な措置の実施
- (ク) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- (ケ) 相談窓口の設置(女性指導員の配置)
- (コ) 高齢者、障がいのある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮
- (サ) 避難所運営組織に男女同数を選出する等、男女双方の意見が取り入れられる 体制への配慮
- (シ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

- (ス) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性 による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所にお ける安全性の確保等、女性や子育で家庭のニーズへの配慮
- (セ) 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DV の発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DV に係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- (ソ) ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及 び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- (タ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避 難所運営に関する役割分担等を定めること。
- (チ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため に、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと。
- (ツ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉担当部局から防災担当部局への避難所運営に必要な情報の共有に努める。

(3) 避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市は、県及び関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組み、 避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 市長の要求

(1) 市長の要請事項

市長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

区分	内容
	ア 避難希望地域
	イ 避難を要する人員
避難の場合	ウ 避難に必要な資機材等
	工 避難期間
	才輸送手段
	カ その他必要事項(災害発生原因)
	ア 応援を要する人員
救出の場合	イ 応援を必要とする理由
	ウ 必要な資機材等
	エ 応援の必要な場所
	オ 応援を必要とする期間
	カ 周囲の状況 (詳細に記入のこと)
	キ その他必要事項(災害発生原因)

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生

活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、 災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努め る。

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

(2) 市長の県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

6 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(ア) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援 計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がいのある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、 保護に努める。

(イ) 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、情報の提供についても十分配慮する。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、 本人の意思を尊重した上で、福祉避難所(二次的な避難施設)への避難及び社会福祉 施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

7 広域避難・広域一時滞在

- (1) 市が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、 市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町 村へ受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照ら し緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協 議することができる。
- (2) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (3) 市及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (4) 市及び県は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下 「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニー ズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行う ことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

	→ ∧	1.44
	区分	内容
県内市町へ	市が被災した	ア 県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。
の避難	場合	イ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先
		の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には
		可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
	被災した市町	ア 市は、広域避難を受入れる場合は、被災市町と協力して避難
	を受け入れる	所の開設・運営等を行う。
	場合	イ 市は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供する
		ことについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れ
		ることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県外への避	市が被災した	ア 他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県
難	場合	との協議を求める。
		イ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先
		の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、
		広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備
		に努める。

第8節 ペット救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における 管理及び飼い主とはぐれたペットへの対応に支障のないよう市及び飼い主等の実施事項を定め る。

- 1 同行避難動物への対応
- (1) 伊東市の実施事項

ア 「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動

物対策行動指針」及び「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、 避難所におけるペットの取り扱い等について、広く市民に周知を行う。

(2) 飼い主等の実施事項

- ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。
- イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外 部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。
- ウ 処方薬 (療法食含む)、ペットフード・水 (少なくとも5日分、できれば7日分 以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。
- エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難に努めるものとする。

2 放浪動物への対応

- (1) 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。
- (2) 狂犬病予防法に基づく原簿の管理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。
- (3) 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。
- (4) 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。
- (5) 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

第9節 要配慮者支援計画

災害時における要配慮者対策については、支援計画及び次項により実施する。

- 1 災害時における避難行動要支援者の避難誘導は、個別計画により決められた避難支援者又は近隣住民などの協力により、各地域の避難所及び福祉避難所に受け入れるものとする。
- 2 避難所へ避難した避難行動要支援者は、本人又は民生委員・児童委員等を通じて、直ち に自主防災会長(組織)に避難状況を連絡するものとし、その際、情報の漏れがないよう 密に連携をとるものとする。
- 3 自主防災会長は、避難行動要支援者名簿、個別計画や所在マップ等により避難行動要支援者の避難状況を確認したうえ、必要の場合には避難地班長などを通じて、伊東市災害対策本部避難行動要支援者チーム(以下「支援チーム」という。)に連絡するものとする。
- 4 支援チームは、地域で安否確認ができない要配慮者については、直ちに消防機関及び警察機関に通報するものとする。
- 5 要配慮者に対する情報提供は、避難所にある防災行政無線、ハンドマイク、ファクシミリ等のあらゆる情報機器を活用する。また、要配慮者の生活上の支援に当たっては、保健師、ケースワーカー等が定期的に巡回するものとする。
- 6 避難所での対応が困難となった要配慮者については、避難所に設置される予定の運営委員会において保健師、ケースワーカー等と協議し、福祉施設等に受け入れるものとする。 また、宿泊施設についても受入施設として確保するよう努めるものとする。
- 7 福祉施設等が受入能力をこえた場合、又は対応が困難な要配慮者については、知事に対し必要な措置を要請するものとする。

第10節 食料供給計画

1 主旨

この計画は災害により、日常の食事に支障がある被災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、市の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント(情報の評価・分析)の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

- 2 実施主体と実施内容
 - (1) 市
 - ア 非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。
 - イ 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。 これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料 の調達が不可能または困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又は 斡旋を要請する。
 - (ア) 調達又はあっせんを必要とする理由
 - (イ) 必要な食料の品目及び数量
 - (ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
 - (エ) 連絡課及び連絡責任者
 - (オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - (力) 経費負担区分
 - (キ) その他参考となる事項
 - ウ 応急食料の配分に当たっては、事前に地域の市民に対し、広報を行うとともに、自 主防災組織等の協力を求め公平の維持に努める。
 - エ 避難所、その他の要所に自主防災組織等の協力を得て、炊出しの施設を設け、又は 食料提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。
 - (2) 市民及び自主防災組織
 - ア 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な 限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は県に供給を要請する。
 - イ 自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。
 - ウ 自主防災組織は必要により炊出しを行う。
 - (3) 農林水産省関東農政局(静岡県拠点、静岡地域センター沼津支所) 市から応急食料の調達について協力要請があった時は、応急食料を斡旋又は調達する。
 - 3 災害救助法に基づく実施事項
 - (1) 食料給与の対象者
 - ア 避難所に避難した者
 - イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等
 - エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品を喪失し、持ち合わせがない者
 - (2) 対象品目
 - ア主食
 - 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食
 - イ 副食(調味料を含む)
 - (3) 対象経費
 - ア主食
 - (ア) 米穀小売業者及び農林水産省農政局長から購入した米穀
 - (イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等
 - (ウ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等
 - イ 副食費 (調味料を含む)
 - ウ燃料費
 - 工 雑費
 - (ア) 器物(炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等)の使用謝金又は借上料
 - (イ) アルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使いすて食器類の購入費
 - (4) 対象費用の限度

資料編「災害救助法費用限度額一覧表」による。

(5) 実施期間

災害発生の日から7日以内

ただし、期間内に炊き出しその他による食品給与を打ち切ることが困難な場合は、知事と協議して必要最小限の期間の延長をすることができる。

- 4 応急食料調達給与の方法
 - (1) 応急食料等の調達・配分・斡旋

市は、供給協定を締結した業者より、調達、配分、斡旋を行うものとする。

- (2) 輸送方法
 - ア 調達斡旋による応急食料の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。
 - イ 輸送が当該発注業者等において措置できないときは、「第20節輸送計画」に基づいて措置するものとする。
- 5 交通、通信が途絶して市長が知事に調達斡旋を要請できない場合の措置については、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引き渡しについての協定書」(県地域防災計画資料編)に基づき、市長は関東農政局静岡県拠点又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の緊急引き渡しを要請するものとする。

第11節 衣料、必需品、その他の物資及び燃料供給計画

1 主旨

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、 急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他物資(以下この節において「物資」という。) 及び燃料を確保するため、市等の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する ことを目的とする。なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズ や、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

- 2 実施主体と実施内容
 - (1) 市
 - ア 非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。
 - イ 物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又は斡旋する。
 - (ア) 調達又は斡旋を必要とする理由
 - (イ) 必要な物資の品目及び数量
 - (ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
 - (エ) 連絡課及び連絡責任者
 - (オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - (カ) 経費負担区分
 - (キ) その他参考となる事項
 - ウ 物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組 織等の協力を求め公平の維持に努める。
 - エ 市は炊き出しに必要なLPガス及び器具の支給又は斡旋を行う。
 - オ 市は炊き出しに必要なLPガス及び器具の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達の斡旋をする。
 - (ア) 必要なLPガスの量
 - (イ) 必要な器具の種類及び個数
 - (2) 市民及び自主防災組織
 - ア 物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限り まかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。
 - イ 自主防災組織は市が行う物資の配分に協力する。

- ウ 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て使用可能なLPガス、器具等を確保 するものとする。
- (3) 日本赤十字社静岡県支部(伊東市地区)

日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市町を通じ被災者に配分する。

- 3 災害救助法に基づく実施内容
- (1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水もしくは船舶の遭難等により生活 上必要な衣服、寝具、その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが 困難な者

- (2) 対象品目
 - ア 寝具、被服及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等

工 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

(3) 費用の限度

資料編「災害救助法費用限度額一覧表」による。

(4) 給(貸) 与の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長する ことができる。

- 4 衣料、生活必需品等調達給(貸) 与の方法
- (1) 衣料、生活必需品等の調達の方法
 - ア 調達方法

り災状態、物資の種類、数量等を勘案して、協定業者等により対処するものとする。

イ 輸送措置

輸送は、原則として、当該発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の 業者等において措置できないときは、「第20節輸送計画」に基づき措置するものと する。

(2) 衣料、生活必需品等の給与

衣料、寝具、生活必需品等の給与は、被災状況、被災世帯の構成人員、物資の種類、 数量等を勘案し、配分の適正、円滑を期して実施する。

配分は、「第7節避難救出計画」による広域避難場所及び避難所とするが、これにより難い場合は、適宜本部その他において実施する。

第12節 給水計画

1 主旨

この計画は災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料に適する水を供給するために実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

- 2 実施主体と実施内容
 - (1) 市

ア 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行 う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な 地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。

イ 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らか

にした上で、知事に調達の斡旋を要請する。

- (ア) 給水を必要とする人員
- (イ) 給水を必要とする期間及び給水量
- (ウ) 給水する場所
- (エ) 必要な給水器具、薬品、水道用等資材等の品目別数量
- (オ) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
- (カ) その他必要事項
- ウ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- エ 地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を 供給するよう努める。
- (2) 市民及び自主防災組織
 - ア 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。
 - イ 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急 給水にとり飲料水を確保する。
 - ウ 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める、この場合は 特に衛生上の注意を払う。
 - エ 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。
- 3 災害救助法に基づく実施基準
- (1) 給水対象者

災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者

(2) 供給量及び供給期限

供給量は、大人1人1日最小限おおむね3リットルとし、災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間の延長をすることができる。

(3) 費用の限度

制限なし(ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる。)

(4) 対象経費

給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費、燃料費等

- 4 給水実施方法
- (1) 給水方法
 - ア 運搬給水

取水拠点にて確保した飲料水を、運搬給水用具、車両等を活用して給水箇所まで運搬し、給水する。

イ 仮設共同栓

上水道配水施設のうち、被災後使用可能な施設より仮設給水管を敷設し、飲料水を給水する。

- (2) 簡易水道事業が実施する応急給水活動の状況を把握するとともに、要請に応じ必要な協力を行う。
- (3) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- (4) 災害発生後、8日を目途に仮設共同栓等を設置し、生活に必要な最小限の飲料水の供給をするよう努める。

第13節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び 住宅応急修理計画

1 主旨

この計画は、地震により建築物、宅地等が被害を受けたとき、市が行う、その後の余震等による二次災害の発生を防止するための安全対策(被災建築物、被災宅地等に対する危険度判定)及び、建築基準法第39条に基づく、必要に応じた、地震、津波等により著しい危険が生じるおそれのある区域の災害危険区域指定について定める。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため市の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。なお、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な応急仮設住宅への受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁若しくは都道府県に広域避難収容に関する支援要請をするものとする。

2 被災建築物、被災宅地等に対する危険度判定

(1) 市

ア 建築物

- (ア) 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災 建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に報告する。
- (イ) 併せて、被災者等への周知や伊東建設関連業者連絡協議会等の協力を得て判定 実施に必要な措置を講じるとともに地震被災建築物応急危険度判定士等により、 被災建築物等の危険度の把握を行うなど判定実施に必要な措置を講ずる。また、 必要に応じて県へ判定支援申請を行い、地震被災建築物応危険度判定士等により 被災建築物の危険度判定を実施する。

イ 宅地等

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

(2) 市民

ア 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認 するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。

イ 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物、宅地等の応急補強その他必要な 措置を講ずるよう努めるものとする。

3 災害危険区域の指定

(1) 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。

(2) 指定の方法

条例により区域を指定し、周知する。

4 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル等に基づき、被災者の住宅を応急 的に確保する。

(2) 市の実施事項

ア 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

イ 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

ウ 応急仮設住宅の確保

- (ア) 建設型応急住宅の建設
 - あ 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建 設する。
 - い 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。

- (イ) 賃貸型応急住宅の借上げ
 - 借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。
- エ 応急仮設住宅の管理運営
 - (ア) 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。
 - (イ) その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの 形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。
- オ 応急住宅の入居者の認定
 - (ア) 避難所生活世帯に対する入居者意向調査等を実施する。
 - (イ) 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた 配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居さ せる。
- カ 市営住宅等の一時入居

市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

- キ 応急住宅の管理
 - (ア) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退居手続き・維持管理を行 う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。
 - (イ) 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう 努める。
- ク 住宅の応急修理

伊東建設関連業者連絡協議会等建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊したものに対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

- ケ 建築資機材、建築業者等の調達、斡旋要請
 - (ア) 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急処理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県に斡旋又は調達を要請する。
 - あ 応急仮設住宅の場合
 - (あ) 被害世帯数(全焼、全壊、流失)
 - (い) 設置を必要とする住宅の戸数
 - (う) 調達を必要とする資機材の品名及び数量
 - (え) 派遣を必要とする建築業者及び人数
 - (お) 連絡責任者
 - (か) その他参考となる事項
 - い 住宅応急修理の場合
 - (あ) 被害世帯数(半焼、半壊)
 - (い) 修理を必要とする住宅の戸数
 - (う) 修理に必要な資機材の品目及び数量
 - (え) 派遣を必要とする建築業者及び人数
 - (お) 連絡責任者
 - (か) その他参考となる事項
 - (イ) 市長は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。
- コ 住居等に流入した十石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救護活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。

(ア) 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別)

- (イ) 除去に必要な人員
- (ウ) 除去に必要な期間
- (エ) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (オ) 除去した障害物の集積場所の有無
- 5 災害救助法に基づく実施事項
- (1) 応急仮設住宅設置
 - ア 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者又は、住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害の発生の日から1カ月を超えると見込まれる者(内閣府との事前協議必要)

イ 規模及び費用

資料編「災害救助法費用限度額一覧表」による。

ウ 着工期間

災害発生の日から20日以内。ただし、事前に知事と協議し必要最小限度の期間を 延長することができる。

エ 供与・維持管理・処分・手続等知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づ く「応急仮設住宅設置要領」による。

(2) 住宅応急修理

ア 修理対象者

- (ア) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの視力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。
- (イ) 公営住宅、会社の寮、社宅、飯場、借家以外の住宅に居住している者。(会社等の施設の場合で、会社が破産して応急修理を行えないか、又は行わないときを除く。)
- イ 規模及び経費

資料編「災害救助法費用限度額一覧表」による。

ウ 修理期間

災害発生の日から3か月以内。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内。

エ その他、修理を行うときは、災害救助法に基づく「住宅応急修理要領」による。

6 実施方法

(1) 入居者・修理者の選考

ア 選考事務の公正を期するため必要に応じ選考委員会を設置し、災害対策本部が必要 と認めたとき随時開催する。委員は、副市長、教育長、部長職その他市長が必要かつ 適当と認める者。

イ 選考基準

- (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産のない高齢者世帯、身体障がい者世帯、病弱者
- (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯
- (エ) 特定の資産のない失業者
- (オ) 特定の資産のない勤労者、中小企業者
- (カ) 前各号に準ずる経済的弱者
- (2) 仮設·修理方法

ア 実施者

住宅の仮設及び応急修理をする場合、市長は災害対策本部住宅班の班長を責任者と し、各現場に現場責任者を置き実施するものとする。

イ 住宅の規模、構造等

設置数、規模、構造単価、修理方法等については、災害救助法の実施基準に基づいて行うものとする。

ウ 仮設住宅建設用地の配慮

仮設住宅の建設用地については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し選定するものとする。市有地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と市との賃貸借契約(契約期間2ヶ年)締結後工事に着手するものとする。

工 建築資材、労務者等

(ア) 建築資材の調達

建築資材の調達については、あらかじめ建築資材調達予定先を定め措置するものとする。

(イ) 建設業者の動員

技術者、労務者等の動員については、資料編「伊東建設関連業者連絡協議会組合名簿」及び市内に営業所並びに事務所、現場事務所を有する業者により措置するものとする。

(ウ) 建築機械等の借上げ

建築機械等の借上げは、資料編「伊東建設関連業者連絡協議会組合名簿」及び 市内に営業所並びに事務所、現場事務所を有する業者の所有する機械により措置 するものとする。

オ 建設資材の輸送措置

調達した建設資材等の輸送は、原則として発注先の業者等に依頼するものとするが 当該業者等において措置できないときは、「第20節輸送計画」に基づき措置するも のとする。

7 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れにあたっては高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

8 応急仮設住宅入居者による運営について

応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成、運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

9 住宅応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策を施せば住居継続できる住宅の応急修繕するものとする。

10 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は適用しない。

(2) 市長の措置

ア 上記の指定があった時は、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な設 備の設置及び維持に関する基準を定める。

イ 応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第14節 医療助産計画

1 主旨

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療助産の途を失った者に対して、市の実施事項を定め、医療助産に支障のないよう措置することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 市は、市域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置並びに受入れを行う。なお、有症診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
- (2) 市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- (3) 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下、「トリアージ」という。)を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- (4) 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急 医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- (5) 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (6) 市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- 3 救護所、救護病院及び災害拠点病院
 - (1) 救護所
 - ア設置

市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。

イ 活動

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)。
- (イ) 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置
- (ウ) 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配
- (エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- (オ) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告
- (カ) その他必要な事項
- (2) 救護病院
 - ア設置

市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。

イ 活動

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)
- (イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ
- (ウ) 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点への搬送手配
- (エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- (オ) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告
- (カ) その他必要な事項
- (3) 仮設救護病院
 - ア設置

市は、救護病院を確保することができないとき及び救護病院の病床に不足を生ずるときは、あらかじめ市長が指定した仮設救護病院で医療救護活動を行う。

イ 活動

- (ア) トリアージ
- (イ) 中等症患者の処置及び受け入れ。必要に応じ、重症患者の応急処置
- (ウ) 救護病院及び災害拠点病院への患者搬送手配
- (エ) 死亡の確認
- (オ) 医療救護活動の記録及び伊東市災害対策本部への受入状況等の報告
- (カ) その他必要な事項
- (4) 災害拠点病院
 - ア活動
 - (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)

- (イ) 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置
- (ウ) 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配
- (エ) DMAT等医療チームの受入れ及び派遣
- (オ) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し
- 4 実施主体と実施内容
 - (1) 市

あらかじめ定める伊東市医療救護計画に基づき、次の措置を講ずる。

- ア 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。
- イ 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。
- ウ 傷病者の受入にあたっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握に つとめ、必要な調整を行う。
- エ 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。
- オ 医療救護施設から、輸血用血液の調達・斡旋の要請を受けたときは、直ちに県に調達・斡旋を要請する。
- カ 市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした 上で、知事にその斡旋を要請するものとする。
 - (ア) 必要な救護班数
 - (イ) 救護班の派遣場所
 - (ウ) その他必要事項(災害発生の原因)
- キ 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。
- (2) 市民及び自主防災組織
 - ア 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用 い処置する。
 - イ 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。
- 5 日本赤十字社静岡県支部(伊東市地区)の活動
 - (1) 医療救護班の派遣
 - ア 医療救護班は医療救護を行う地域の市と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措 置等の応援を行う。
- 6 災害救助法に基づく実施事項
 - (1) 医療を受ける対象者

医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のための医療の途を失った者

- (2) 助産を受ける対象者
 - ア 災害のための助産の途を失った者
 - イ 現に助産を要する状態の者
 - ウ 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者
 - エ 被災者であると否とを問わない
 - オ 本人の経済的能力の如何を問わない
- (3) 医療助産の範囲
 - ア 医療
 - (ア) 診察
 - (イ) 薬剤又は治療材料の支給
 - (ウ) 処理、手術その他治療及び施術
 - (エ) 病院又は診療所への収容
 - (才) 看護
 - イ 助産
 - (ア) 分べんの介助
 - (イ) 分べんの前、分べん後の処置
 - (ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

(4) 実施期間

- ア 医療 災害発生の日から14日以内
- イ 助産 分べんした日から7日以内。ただし、必要に応じ知事と協議し期間を延長す ることができる。
- (5) 費用の限度

ア 医療

- (ア) 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費
- (イ) 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内
- (ウ) 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内

イ 助産

- (ア) 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費
- (イ) 助産婦による場合 当該地域における慣行料金の8割以内の額

7 実施方法

(1) 救護班編成等

災害が発生した場合、伊東市医師会に対し、資料編「医療救護計画に基づく救護病院等」による医師会救護班の編成を要請し、救護病院及び仮設救護病院を設置する。 また、地域ごとに市有施設等への仮設救護所の設置体制を整備し、医療活動の万全を期するものとする。

なお、市有施設の使用が困難な場合は、エアテント等の活用を図る。

(2) 医療品等調達先

医療品等の調達は、資料編「市内医療機関(医師会加入)一覧表」、資料編「伊東 薬業会会員一覧表」、県熱海伊東地区医薬品備蓄センターにより措置するものとする。

8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は適用しない。

- (2) 市長の措置
 - ア 上記の指定があった時は、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な設備の設置及び維持に関する基準を定める。
 - イ 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第15節 防疫計画

1 主旨

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

2 市長の実施事項及び要請事項

市長は、知事の指示により次の事項を行うものとするが、次の(2)に掲げる事項については必要に応じて、県に応援の要請を行うものとする。

(1) 実施事項

ア 病原体に汚染された場所の消毒(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、本節において「法」という。(第27条)

- イ ねずみ族昆虫等の駆除(法第28条)
- ウ 病原体に汚染された物件の消毒等
- エ 生活用水の供給(法第31条)
- オ 浸水地域の防疫活動の実施

- カ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者からの調達
- キ 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)
- (2) 要請事項
 - ア 防疫薬品が不足した場合の供給調整
 - イ その他必要事項
- 3 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。

4 関係団体の実施事項

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、市から要請があった場 合は、積極的に協力を行う。

5 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等に より、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよ う、十分に留意するものとする。

- 実施方法
 - (1) 特別防疫班の編成

災害の状況に応じて防疫清掃第1・第2班及び保健班のほかに特別防疫班を編成す る。

(2) 実施基準

特別防疫班は、被災により環境衛生が低下し、感染症発生の恐れがある場合、次に 該当する地域から優先的に前項に定める実施事項を処置するものとする。

- ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- イ 集団避難所
- ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
- (3) 実施方法

ア床下、庭

消石灰及びクレゾール液、乳剤散布(被災地の町内 会へ一括搬送し、各家庭へ配布方を依頼するものとす る。)

イ 汚染した溝、水たまり

クレゾール液散布

ウ 汚染した井戸

次亜塩素酸ナトリウム投入

回収及び流出飛散防止を図る。

エ 毒劇物の取扱

適宜必要な措置

オーその他

(4) 消毒機器及び薬品

消毒機器及び薬品は、市有備蓄薬品により措置するものとするが、不足の場合は、 資料編「伊東薬業会会員一覧表」により措置するものとする。

第16節 清掃及び災害廃棄物処理計画

主旨

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣蓄の処理等、清掃業務 及び災害廃棄物処理を適切に行うため、市の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよ う措置することを目的とする。なお、「伊東市災害廃棄物処理計画」は被害想定に基づい て改訂するよう努める。

- 2 基本方針
 - (1) し尿及び生活ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であ ることから、円滑な処理の実施を図るため、「伊東市災害廃棄物処理計画」に従って 迅速・適正に処理する。
 - (2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の延焼、倒壊及び 解体によって発生する災害廃棄物を「伊東市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適 正に処理する。

- (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクル に努めるものとする。

3 実施事項等

「伊東市災害廃棄物処理計画」及び県が策定した「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策 マニュアル」を踏まえて円滑・迅速に処理する。

(1) し尿処理

ア市

被災地の状況を考慮し、避難所などで緊急くみ取りを必要とする地域から実施する。 処理については、資料編「し尿収集運搬及び浄化槽清掃許可業者一覧表」により市内 業者の車両等を動員し、市のし尿処理施設で行うことを原則とする。施設が被災した 場合は、近隣の他市町に処理委託するものとする。また、処理委託が困難な場合は、 環境衛生上支障のない方法で臨時に貯蓄槽等施設を設置するなど施設復旧までの間対 処するものとする。

- (ア) 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、市民に水洗便所 を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。
- (イ) 伊東市災害対策本部「市民環境対策部(清掃防疫班)」(以下、「清掃防疫班」 という。)の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の 確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。
- (ウ) 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそ の斡旋を要請するものとする。
 - あ 処理対象物名及び数量
 - い 処理対象戸数
 - う 当該市所在の処理場の使用可否
 - え 実施期間
 - お その他必要事項
- (エ) 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
- (オ) 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。

イ 市民及び自主防災組織

- (ア) 下水道施設の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し 処理することとする。
- (イ) 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。
- (2) 廃棄物(生活系)処理

ア市

ごみ、その他の廃棄物の収集にあたっては、被災状況を考慮し、可能な収集・処理体制を確保し、実施する。これらの処理は、資料編「災害時ごみ集積予定場所」から収集車にて市の処理施設で処理することを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、近隣の他市町に処理を委託するものとする。また、処理委託が困難な場合は、環境衛生上支障のない方法で臨時に仮置場を設置する等処理施設復旧までの間対処する。

- (ア) 清掃防疫班の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処 理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。
- (イ) 収集体制を市民に広報する。
- (ウ) 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそ の斡旋を要請するものとする。
 - あ 処理対象物名及び数量
 - い 処理対象戸数

- う 当該市所在の処理場の使用可否
- え 実施期間
- お その他必要な事項
- (エ) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する (自主防災組織
- (ア) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。
- (イ) 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

ウ 市民

- (ア) ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。
- (イ) 河川、道路、海岸及び谷間には投棄しない。
- (3) 災害廃棄物処理

ア市

(ア) 清掃防疫班の設置

清掃防疫班を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

(イ) 情報の収集 市内の情報を収集・押

市内の情報を収集・把握し、以下の内容を精査し県に報告する。

- あ 家屋の被害棟数等の被災状況
- い ごみ処理施設等の被災状況
- う 産業廃棄物処理施設等の被災状況
- え 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- お 仮置場、仮設処理場の確保状況
- (ウ) 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

(エ) 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

(オ) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

(カ) 関係団体への協力要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

(キ) 災害廃棄物の処理の実施

県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した「伊東市災害廃棄物処理計画」 に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。

(ク) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

イ 企業

- (ア) 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正 な処理を行う。
- (イ) 市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を 行う。

ウ 市民

- (ア) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。
- (イ) 河川、道路、海岸及び谷間に投棄しない。
- (4) 死亡獣蓄の処理

死亡獣蓄の処理は、原則としてごみ等の収集処理に準じて行う。

4 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、 廃棄物の収集、運搬または処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若し くは第6項、または第14条第1項若しくは第6項または第14条の4第1項若しく は第6項の規定に関わらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る 廃棄物の収集、運搬または処分を業として行うことができる。

(2) 市長の措置

上記の指定により廃棄物の収集、運搬または処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬または処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬または処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第17節 遺体の捜索及び措置埋葬計画

1 主旨

この計画は、災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の捜索及び 災害により遺族等が混乱期のため、遺体選別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者 に対して、市の実施事項を定め、遺体の捜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処するこ とを目的とする。

2 基本方針

- (1) 市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引きに基づき遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等 を考慮して定める。
- (3) 市域内の遺体の捜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の捜索及び措置に協力する。
- (4) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- (5) 県は、市から要請があった場合は、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

3 実施主体と実施内容

遺体の捜索は、消防職員、市職員、消防団員、自衛隊、地元関係者の協力により行うものとし、捜索にあたっては、単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携をとりながら実施する。

(1) 市

ア 遺体の捜索

市職員、消防職員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。

イ 遺体収容施設

(ア) 設置

市は、地震災害等が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設である観光会館別館又は市民体育センターを原則使用する。

(イ) 活動

市は、遺体収容施設において次の活動を行う。

- あ 警察の協力を得て遺体措置を行う。
- い 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。
- う 被災現場、救護所、救護病院(仮設救護病院)、災害拠点病院からの遺体搬送を 行う。
- え 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。
- お遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
- か 遺体収容にあたっては、極力損傷を与えないよう丁重に扱うとともに遺体に対

し礼が失われることがないよう注意する。

ウ 遺体の処置

- (ア) 市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、 必要な処置(洗浄、縫合、消毒、一時保存)を行い、親族等に速やかに引き渡す ものとする。
- (イ) 身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、速やかに遺体収容所に引き渡すものとする。この場合、警察官は検視調書を作成し、医師の検案書は、遺族関係者の必要に応じて作成するものとする。
- (ウ) 相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。

エ 埋火葬及び広域火葬

- (ア) 火葬は、伊東市斎場において措置する。
- (イ) 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、事後において遺骨引取人により、それ ぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地 に仮埋葬するものとする。
- (ウ) 大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、遺族が自らまたは他人に 依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行 われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとと もに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

オ 県への要請

市長は、遺体の捜索、措置、火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対し斡旋を要請する。

- (ア) 捜索、措置、火葬に必要な職員数
- (イ) 捜索が必要な地域
- (ウ) 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否
- (エ) 必要な輸送車両の台数
- (オ) 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量
- (カ) 広域火葬の応援が必要な遺体数
- (2) 市民及び自主防災組織

行方不明者についての情報を、市町に提供するよう努める。

- 4 災害救助法に基づく実施事項
 - (1) 遺体捜索対象者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

- (2) 遺体の措置内容
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置
 - イ 遺体の一部保存
 - ウ検案
 - エ 遺体の身元確認
- (3) 埋葬対象者
 - ア 災害時の混乱の際に死亡した者
 - イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
- (4) 実施期間

災害発生から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度 において、知事と協議し延長できるものとする。

(5) 費用の限度

資料編「災害救助法費用限度額一覧表」による。

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬または火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証または火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他の該当死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続きの特例が定められる。

第18節 障害物予防計画

1 主旨

この計画は、災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、市及び県の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

- 2 災害救助法に基づく実施事項
 - (1) 障害物除去の対象者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支 障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者。

(2) 実施期間

災害発生の日から10日以内、ただし、必要に応じ知事と協議し延長することができる。

(3) 費用の限度

資料編「災害救助法費用限度額一覧表」による。

- 3 実施事項
 - (1) 障害物除去要員は、市職員、消防職員、消防団員、建設業者、自衛隊、自主防災組織等を対象とし、被害の状況に応じ適宜動員及び動員要請するものとする。
 - (2) 除去用車両及び除去作業用機械器具の調達

資料編「伊東建設関連業者連絡協議会組合名簿」の有する車両及び機械器具を調達 し、それでも不足する場合は「第20節輸送計画」により措置する。

- (3) 除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場合に一時的に集積するよう措置するものとする。
- 4 市長の要請事項

市長が、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにしたうえで、知事にその斡旋を要請するものとする。

- (1) 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別)
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 集積場所の有無
- 5 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第19節 社会秩序維持計画

1 主旨

社会混乱を鎮め、民心を安定し社会秩序を維持するための活動について、市の実施する対策の概要を示す。

2 市民に対する呼びかけ

市長は、市内に流言飛語をはじめ、各種の混乱が発生し又は混乱が発生する恐れがある

ときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について呼びかけを実施するよう努める。

- 3 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策(対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫が、いずれも伊東市の管轄区域内に所在するものに限る。)
 - (1) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。
 - (2) 特定物資の報告徴収、立入検査等
 - ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表 を行う。

イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。

4 県に対する要請

市長は、市内の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは県に対して応急措置又は広報の実施を要請する。

第20節 輸送計画

1 主旨

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、 輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握し、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとし、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

市は、物資の調達、輸送に必要になる情報項目、単位の整理による発注方法の標準化、 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置 に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境設備を推進するものとする。

- 2 市及び防災関係機関の緊急輸送
 - (1) 市
 - ア 市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市が行うことを原則とする。
 - イ 市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に 定めるところに従って知事に対し必要な措置を要請する。
 - ウ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。
 - エ 市は、管内のヘリポートの緊急輸送点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に 報告する。
 - (2) 防災関係機関

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関が それぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。

(3) 国土交通省中部運輸局

中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡を とり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、 緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

- 3 実施方法
 - (1) 陸上輸送
 - ア 市車両の活用

資料編「市有車両一覧表」により実施する。

イ 輸送業者車両の借上げ

民間保有営業車両の協力により輸送を必要とする場合には、随時借上げるものとする。市で車両の確保が困難な場合又は輸送の都合上他の市町村より調達することが適当と認められるときは、県及び他の市町村に協力を要請する。

ウ 自衛隊の要請

「第27節自衛隊派遣要請要求計画」による。

- (2) 海上輸送
 - ア 民間の船舶への協力要請

東海汽船株式会社及び株式会社富士急マリンリゾート等へ船舶輸送の協力を要請する。

イ 漁船への協力要請

伊東市漁業協同組合等を通じ船舶の輸送の協力を要請する。

ウ 海上自衛隊への要請

「第27節自衛隊派遣要請要求計画」による。

エ 海上保安庁への応援要請

「第28節海上保安庁に対する応援要請要求計画」による。

(3) 航空輸送

災害の状況により航空機による輸送が必要となったときは、市長は、知事に対し防 災ヘリコプターの活用及び自衛隊による空輸についての災害派遣要請をするものとする。なお、ヘリコプター離着陸可能場所は、資料編「ヘリポート基地」のとおりである。

- 4 災害救助法の規定による輸送の範囲
 - (1) 輸送の範囲
 - ア 被災者の避難
 - イ 医療及び助産における輸送
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 救助用物資の輸送
 - カ 遺体の捜索
 - キ 遺体の処理(埋葬を除く)

ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施 することができる。

(2) 実施期間

前項の各救助の実施期間。ただし、事前に知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 費用の限度

当該地域における通常の実費

第21節 交通応急対策計画

1 主旨

この計画は、交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、県知事、道路管理者、県公 安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を 図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

- 2 陸上交通の確保
 - (1) 陸上交通確保の基本方針
 - ア 市は、県、国土交通省、中日本高速道路株式会社、市町、自衛隊、鉄道事業者等に 協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。
 - イ 県公安委員会(県警察)は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。
 - ウ 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認め られる場合は区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。
 - この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置する。
 - エ 県公安委員会及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。

- オ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。
- (2) 自動車運転者のとるべき措置
 - ア 緊急地震速報を聞いたとき
 - (ア) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。
 - (イ) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。
 - (ウ) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方 法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。

イ 地震等が発生したとき

- (ア) 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。
 - あ できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - い 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び 周囲の状況に応じて行動すること。
 - う 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。 やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車 し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックは しないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げと なるような場所には駐車しないこと。
- (イ) 避難のために車両を使用しないこと。
- (ウ) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間(以下「指定道路区間」という)においても、同様とする。
 - あ 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - (あ) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている 道路の区間以外の場所
 - (い) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所。
 - い 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する など、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - う 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。
- (3) 道路管理者等の実施事項
 - ア 応急体制の確立

道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集 等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。

イ 主要交通路等の確保

主要な道路、橋梁及び港湾・漁港の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の熊様により随時迂回路を設定する。

- ウ 災害時における通行の禁止又は制限
 - (ア) 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。
 - (イ) 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限 の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当 な廻り道を道路標識をもって明示する。

エ 放置車両の移動について

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者又は漁港管理者(本節において「道路管理者等」という。)は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。

オ 道路の応急復旧

(ア) 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

- (イ) 市長の責務
 - あ 他の道路管理者に対する通報

市長は、自市内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が破損等により、 通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し 応急復旧の実施を要請するものとする。

い 緊急の場合における応急復旧

市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保及びその他付近の住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

う 知事に対する応援要請

市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。

- (ウ) 仮設道路の設置
 - あ 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。
 - い 既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、市及び県が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。

カ 経費の負担区分

- (ア) 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。
- (イ) 緊急の場合における応急復旧の経費

市長が自市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の 経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁 するいとまがない場合は応急復旧を実施した市長が、その経費の一時繰替支弁 をすることができるものとする。

(ウ) 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度県及び市が協議して、 経費の負担区分を定めるものとする。

- (4) 県知事又は県公安委員会の実施事項
 - ア 災害時における交通の規制等
 - (ア) 県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両(①道路交通法第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両)以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
 - (イ) 県公安委員会は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規則を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。
 - (ウ) 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊

急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送路に当てる道路を選定する。

イ 緊急通行車両の通行確保

- (ア) 県公安委員会は、前号のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (イ) 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から 指示を行うものとする。
- (ウ) 県公安委員会は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く 周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

ウ 警察官、自衛官、消防職員及び道路管理者の措置命令等

- (ア) 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他物件の移動等の措置をとるころを命じることができる。
- (イ) (ア)による措置をとることが命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその 命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない ときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、 警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他物件を破 損することができる。
- (ウ) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、(ア)及び(イ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
- (エ) 警察官がその場にいない場合に限り、消防職員は、通行禁止区域等において、 消防用緊急通行車両の円滑な行動を確保するため、(ア)及び(イ)に定める必要な 措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
- (オ) 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するため(ア)及び(イ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ 除去障害物の処分

- (ア) 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所所有者 に対する協力依頼等によって確保した空地、駐車場等に処分する。
- (イ) 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分 する。

オ 通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、 その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置しなければならない。

カ 交通安全施設の復旧

県公安委員会は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

キ 緊急通行車両の確認

県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

ク 緊急通行車両の事前届出

指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、 災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対 して事前の届出をすることができる。県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行 車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」を交付す る。事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、 確認のため必要な審査も省略される。

ケ 交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

- (ア) 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めたと きは、必要な限度において一時通行を禁止又は制限するものとする。
- (イ) 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間 を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(5) 鉄道事業者の実施事項

ア 応急態勢の確立

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により 社内の応急態勢の確立を図る。

イ 代行輸送等の実施

路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。

ウ 応急復旧の実施

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が生じたときは、工 事関係者、防災機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧及 び仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

3 海上交通の確保

(1) 情報の収集

市は県、運輸局、海上保安部、自衛隊、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、 港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、港内の状況等について情報の収 集を行う。

- (2) 海上交通の制限
 - ア 海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流 出した船舶、木材、筏等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。
 - イ 海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合 には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。
 - ウ 海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行 う。
- (3) 海上交通確保の措置
 - ア 海上交通の調整

県は、海上保安庁等、防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について 必要な輸送路の選定等の調整を行う。

イ 港湾施設等の応急措置

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。また、所管する航路等において、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。

ウ 海上自衛隊及び海上保安庁に対する支援要請

知事は、市又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、 応援要請があったときは、海上自衛隊、海上保安庁等に対し応援を要請する。

エ 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ調査を行い、標識等

の設置により航路の安全を確保する。

- オ 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、 必要な措置を講ずる。
- カ 海上保安庁は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措 置を講ずる。
- 4 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道 路の管理者と協議するものとする。

5 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所が組織する、災害応急復旧時に渋滞緩和 や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限 に留めることを目的とした、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントか らなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うための「静岡県災害時交 通マネジメント検討会」について、市が必要と認めたときは、県に対し開催を要請す ることができる。

- 注1 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実 効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を 指す。
- 注2 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第22節 応急教育計画

1 主旨

この計画は、小・中学校(以下この章において「学校」という)の児童、生徒、教職員 及び施設、設備が災害を受け正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限 り早期に応急教育を実施するための概要を示すことを目的とする。

- 2 基本方針
 - (1) 市教育委員会は、市立学校に対し、県で作成した「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等を参考に、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。
 - (2) 市、市教育委員会は、応急教育のための施設又は教職員の確保等について措置が必要な場合、県教育委員会に要請する。

なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策 編による。

- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設、設備等の応急復旧整備作業 や地域における応急復旧又は救護活動等に、可能な範囲で協力する。
- 3 計画の作成
 - (1) 災害応急対策
 - ア 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、 学校の施設の避難場所・避難所指定の有無等を考慮する。
 - イ 計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - (ア) 学校の防災組織と教職員の任務
 - (イ) 教職員動員計画
 - (ウ) 情報連絡活動
 - (エ) 生徒等の安全確保のための措置

- (オ) その他、「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等に基づき、各学校が実 熊に即して実施する対策。
- (2) 応急教育

計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア 被害状況の把握

生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。

- イ 施設・設備の確保
 - (ア) 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。
 - (イ) 被害の状況により、必要に応じて地域住民等の協力を求める。
- ウ 教育再開の決定・連絡
 - (ア) 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の 時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。
 - (イ) 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時に安全確保に努める。
- エ 教育環境の整備

不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出 入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。

オ 給食業務の再開

施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等 について協議する。

- カ 学校が地域の避難場所及び避難所となる場合の対応
 - (ア) 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。
 - (イ) 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、 市等と必要な協議を行う。
- キ 生徒等の心のケア

生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

ク 各学校等は、被災者に対する SNS 等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に 努める。

- 4 災害救助法に基づく実施事項
 - (1) 学用品の給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒(特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部生徒を含む)

- (2) 学用品の品目
 - ア 教科書及び教材
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
- (3) 学用品給与の時期

災害発生の日から教科書(教材を含む)1か月以内文房具及び通学用品15日以内

ただし、知事と協議し延長することができる。

(4) 対象費用の限度

資料編「災害救助法費用限度額一覧表」による。

- 5 実施方法
 - (1) 学用品給与の方法

- ア 給与の対象となる児童、生徒の人数は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿と 照合し、被害別、学年別に正確に把握する。
- イ 小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。
- ウ 教科書は、学年別、学科別、発行所別に調査集計し、購入分配する。
- エ 通学用品、文房具は、被害状況別、小・中学校別に学用品購入(配分)計画表を作成し、これにより購入分配する。
- オ 給与品目は、各人の被害状況程度等実状に応じ、特定品目に重点を置くことも差し 支えない。
- カ 教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認の うえ給与する。
- (2) 学用品の調達

市内学用品取扱業者より調達することを原則とする。

- (3) 応急教育等の実施事項
 - ア 分散授業及び二部授業の実施
 - イ 市有施設、近隣小中学校の一時借用
 - ウ 教職員の確保
 - エ 文教施設の応急復旧対策計画
 - 才 学校給食
- (4) 社会教育施設の応急対策

資料編「社会教育施設一覧表」の各施設管理者は、災害の状況に応じ保全に努める ものと救援を必要とする場合は、直ちに災害対策本部に連絡措置するものとする。

(5) 文化財の応急対策

各文化財の管理者又は所有者は、災害の状況に応じ保全に努めるものとし、救援を 必要とする場合は直ちに災害対策本部に連絡措置するものとする。

6 知事への要請事項

市長は、応急教育の実施等困難な場合は、次の事項により、知事に調達斡旋を要請するものとする。

- (1) 応急教育施設斡旋確保
- (2) 集団移動による応急教育の斡旋及び応急教育の実施指導
- (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導
- (4) 教職員の派遣充当
- (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達斡旋

第23節 社会福祉計画

1 主旨

この計画は、被災者に対し生活保護法の適用、生活福祉資金等資金貸付を行うとともに、 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守 り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易 に支援制度を知ることができる環境の整備に努めることを目的とする。

2 基本方針

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに 必要な体制を整備する。
- (2) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
- (3) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (4) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当 面の措置を講ずる。
- 3 実施事項

- (1) り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置
 - ア り災社会福祉施設の応急復旧
 - イ り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時受入れ保護の斡旋
 - ウ 臨時保育所の開設の指導及び職員の斡旋
- (2) り災低所得者に対する生活保護の適用
- (3) 被災者の生活相談
 - ア 実施機関 伊東市 (被害が大きい場合は県と共催)
 - イ 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
 - ウ 協力機関 (福)伊東市社会福祉協議会、伊東市民生委員・児童委員協議会、 県、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「(福)県社会福祉 協議会」という。)、法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、そ の他関係機関
- (4) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け
 - ア 実施機関 (福)伊東市社会福祉協議会、(福)県社会福祉協議会
 - イ 協力機関 県、伊東市、民生委員、児童委員
 - ウ 貸付対象 り災低所得者世帯(災害により低所得世帯となった者も含む)
 - エ 貸付額 「生活福祉資金貸付金制度要綱」による
- (5) り災母子世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け
 - ア 実施機関 県
 - イ 協力機関 伊東市、民生委員、児童委員、母子協力員
 - ウ 貸付対象 り災母子世帯・寡婦(災害により母子世帯・寡婦となった者を含む)
 - エ 貸付額 「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額
- (6) り災身体障がい児者に対する補装具の交付等
 - ア 実施機関
 - (ア) 児 童 伊東市
 - (イ) 18歳以上 伊東市
 - イ 協力機関
 - (ア) 児 童 県、民生委員、児童委員、身体障害者相談員
 - (イ) 18歳以上 民生委員、児童委員、身体障害者相談員、身体障害者相談センター
 - ウ 対象 り災身体障がい児者
 - エ 交付等の内容
 - (ア) 災害により補装具を忘失又はき損した者に対する修理又は交付
 - (イ) 災害により負傷又は疾病にかかった者の更生医療の給付
 - (ウ) り災身体障がい者の更生相談
- (7) 災害弔慰金等の支給及び災害救護資金の貸付け
 - ア 実施機関 伊東市
 - イ 支給及び貸付対象
 - (ア) 災害弔慰金 自然災害により死亡した者の遺族
 - (イ) 災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
 - (ウ) 災害救援資金 り災世帯
 - ウ 支給及び貸付額 「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第
 - 10条の規定に基づき市が条例で定める額
- (8) 被災者(自立)再建支援制度
 - ア 実施機関 (財)都道府県会館(県単制度は県)
 - イ 支給対象 住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯
 - ウ 支給額 「被災者生活再建支援法」第3条に定める額
- (9) 義援金の募集及び配分
 - ア 実施機関 県、伊東市

イ 協力機関 伊東市教育委員会、県教育委員会、日本赤十字社静岡県支部、県共

同募金会、(福) 伊東市社会福祉協議会、(福) 県社会福祉協議会、

報道機関、その他関係機関

ウ 募集方法 災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協

議決定

エ 配分方法 関係機関で配分委員会を設け、協議決定

(10) 義援品の受け入れ

ア 実施機関 伊東市、県

イ 協力機関 報道機関、その他関係機関

ウ 受入方法 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速 に公表すること等により受入れの調整に努める。

第24節 消防計画

1 主旨

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

- 2 消防活動
 - (1) 消防活動体制

市は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これら災害による被害の軽減を図るため、消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうるよう特に配慮するものとする。

(2) 広域協力活動体制

市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対して応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

ア 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ その災害が本市の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合

ウ 発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両、資 機材等を必要とする場合

(3) 大規模林野火災対策

市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となる恐れのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。要請を受けた知事は、県防災へリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町村の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

(4) 危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者(自衛消防隊等)と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うにあたっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

(5) ガス災害対策

市は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、都市ガス事業者及び 高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための 応急措置を講ずるものとする。

3 地震発生時の火災

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって、次の 基本方針により消防活動を行う。

(1) 基本方針

- ア 市民、自主防災組織、事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動 及び初期消火活動を実施する。
- イ 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危 険物を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。
- ウ 消防署及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための伊東市消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。
- エ 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体及び内容

ア 消防署及び消防団

(ア) 火災発生状況等の把握

消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、伊東市災害対策本部及び伊東警察署と相互に連絡を行う。

- あ 延焼火災の状況
- い 自主防災組織の活動状況
- う 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- え 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活 用可能状況
- (イ) 消防活動の留意事項

消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

- あ 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
- い 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に 応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- う 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立 入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- え 救護活動の拠点となる病院、避難場所、避難路及び防災活動の拠点となる施設 等の火災防御を優先して行う。
- お 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

イ 事業所(研究室、実験室を含む)

(ア) 火災予防措置

火気の消火、LPガス・都市ガス・高圧ガス・石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

- (イ) 火災が発生した場合の措置
 - あ 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動行う。
 - い 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
- (ウ) 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- あ 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- い 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
- う 立ち入り禁止等の必要な防災措置を講ずる。

ウ 自主防災組織

(ア) 各家庭におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけ を実施するとともにその点検及び確認を行う。

- (イ) 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。
- (ウ) 消防隊(消防署、消防団)が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

工 市民

(ア) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。

(イ) 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器。くみおき水等で消火活動を行う。

第25節 応援協力計画

1 主旨

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため市長が民間団体等の応援協力を必要とする場合の実施事項を定めるものとする。

- 2 実施基準
 - (1) 県への要求

他の計画の定めるところにより、県知事に対し協力要請対象団体のうちから適宜、指定して要請をするものとする。

- (2) 協力要請対象団体
 - ア 女性団体
 - イ 大学及び高校の学生・生徒
 - ウ 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒
 - エ 赤十字奉仕団
 - オ その他奉仕活動を申し出たボランティア団体等
- 3 実施方法
 - (1) 女性団体に対する応援協力要請
 - ア 要請は、県を通じて県地域女性団体連絡協議会の長に対して行うものとする。
 - イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所、その他協力要請に関する必要 事項については、その都度連絡するものとする。
 - (2) 大学及び高校の学生・生徒に対する応援協力要請
 - ア 要請は、県を通じて、当該学生・生徒の所属する学校の長に対して行うものとする。
 - イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所、その他必要事項を連絡するも のとする。
 - (3) 県立専修学校及び各種講習施設等の学生・生徒の活用 活用人員、作業内容、作業場所、集合場所、その他必要事項を連絡し、活動に支障 のないよう措置するものとする。
 - (4) 赤十字奉仕団への協力要請

要請は県を通じ、日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所、その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

- (5) 市職員の応援
 - ア 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
 - イ 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により 支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

第26節 ボランティア活動支援計画

1 主旨

この計画は、災害時におけるボランティア活動に対し、市が支援を行う場合の必要事項

を明らかにすることを目的とする。

2 実施事項

市は、次のとおりボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、(福)伊東市社会福祉協議会や(特活)静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら、ボランティアの受け入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、通行規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

(1) 災害ボランティアセンターの設置及び運用

ア 市は、災害ボランティアの必要性及び被災状況に応じ、市健康福祉センターに伊東 市災害ボランティアセンターを(福)伊東市社会福祉協議会と連携し設置する。なお、 当該施設が被災し利用できない場合は、代替場所として市役所庁舎内(場所は設置時 に庁舎管理担当課と協議)に設置する。

伊東市災害ボランティアセンターでは、ボランティアの受付、活動場所の斡旋及び 配置調整等を行う。

イ 伊東市災害ボランティアセンターは、(福)伊東市社会福祉協議会の職員及び災害 ボランティア・コーディネーター等で構成する。

ウ 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整員として伊東市災害ボランティアセンターに配置するなどし、その活動を支援する。

(2) ボランティア活動拠点の設置

市は、被害の大きい区域などの適当な施設又は敷地に、(福)伊東市社会福祉協議会及び災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。

なお、ボランティアの宿営地の候補場所(施設等含む)を(福)伊東市社会福祉協議会及び災害ボランティア・コーディネーター等と連携してあらかじめ定めるよう努める。

(3) ボランティア団体等に対する情報の提供

市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、通行規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

(4) ボランティア活動資機材の提供

市は、ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動 に必要な各種資機材の提供に努める。

第27節 自衛隊派遣要請要求計画

1 主旨

この計画は、災害時における自衛隊派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 災害派遣要請の要求範囲

自衛隊の災害派遣の要請を要求できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、 人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、(1)の3要件を満たすもので、具 体的内容は、災害の状況、他の機関の活動状況の他、市長等の要求内容、現地における部 隊等の人員、装備等によって異なるが、通常(2)のとおりとする。

(1) 災害派遣要請の要求要件

ア 緊急性 差し迫った必要性があること

イ 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要があること

ウ 非代替性 自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

(2) 災害派遣要請の要求内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ 避難の援助

避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助

- ウ 連難者等の捜索援助
- 工 水防活動

土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

才 消防活動

利用可能な消防車その他防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消 防機関に協力し消火活動(消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)

カ 道路又は水路の啓開

道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動(薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救護活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送

ケ 炊飯及び給水支援

被災者に対する炊飯及び給水

コ 物資の無償貸付及び譲与

「防衛省の所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与

サ 危険物の保安及び除去

自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

- シ 防災要員等の輸送
- ス 連絡幹部の派遣
- セその他

その他市長が必要と認めるものについては、知事及び部隊の長と協議し決定する。

- 3 市長の災害派遣要請の要求手続
 - (1) 知事に対する自衛隊派遣要請の手続原則として市長が行うものとする。
 - (2) 災害派遣要請の要求手続

災害派遣要請をしようとするときは、知事に対し次の事項を明記した要請書をもって行う。ただし、突発的事態等において、人命の救助、財産の保護等の時間の余裕がなく、緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後、速やかに文書により要請する。緊急を要する場合、要請書をもってすることができないときは、電話等により依頼するものとする。この場合においても、事後速やかに要請書をもって行うものとする。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

ア 提出先 (連絡先) 静岡県災害対策室

この場合、県災害対策本部東部方面本部 (東部危機管理局) を経由する。

イ 提出部数

1 部

- ウ 記載事項
 - (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (イ) 派遣を必要とする期間

- (ウ) 派遣を必要とする区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項
- 4 災害派遣部隊の受入れ体制
 - (1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

- (3) 作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより県へ要請するものとする。
- (4) 自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化

市長は派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

(5) 派遣部隊の受入れ

市長は派遣された部隊に対し次の基準により各種施設等を準備するものとする。

本 部 事 務 室 派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子

など

材料置場炊事場 屋外の適当な広場

駐 車 場 適当な広場(車一台の基準は3m×8m)

5 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認められる場合は、知事に対し、派遣部隊の撤収を要求する。

6 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため、必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は原則として市が負担するものとする。

7 その他

市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

第28節 海上保安庁に対する支援要請要求計画

1 主旨

この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請の要求を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 支援要請の範囲

海上保安庁に支援を要請する場合は、原則として次の場合とする。

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救護物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、市が行う災害応急対策の支援
- 3 市長の支援要請の依頼手続
 - (1) 知事に対する支援要求手続 原則として市長が行うものとする。
 - (2) 支援要求の手続

支援要求は知事に対し次に掲げる事項を明記した要請書をもって行う。ただし、緊 急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書によ り知事に依頼する。

また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を 下田海上保安部又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じて要 請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

ア 提出先 (連絡先) 静岡県危機対策課

この場合、県災害対策本部東部方面本部 (東部危機管理局) を経由する。

イ 提出部数

1 部

- ウ 記載事項
 - (ア) 災害の状況及び支援を要請する事由
 - (イ) 支援を必要とする期間
 - (ウ) 支援を必要とする区域及び活動内容
 - (エ) その他参考となるべき事項

第29節 電力施設災害応急計画

1 主旨

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制、連絡方法等について定めるものとする。

2 電力会社の地域分担

伊東市 東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社

3 応急措置の実施

応急措置の実施は電力会社の定める「東京電力パワーグリッド株式会社防災業務計画」 により実施する。

4 県との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあっては市と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県と協議して措置するものとする。

第30節 ガス災害応急対策計画

1 主旨

この計画は、ガス災害の発生に際し、市民等の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

- 2 非常体制組織の確立
 - (1) 緊急出動に関する相互協力

消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互協力する。

(2) ガス事業者の緊急体制の整備

ア ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制 及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。

イ 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

3 応急対策

応急措置の実施については、資料編「市内ガス事業者・燃料・LPG商一覧表」による 業者及び各関係機関において別に定める「非常災害対策要綱」により実施するものとする。

4 市、関係機関との連絡協議

都市ガス事業者及び高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、県、 市、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

5 事故の報告

都市ガス事業者は、ガス事故の報告を市、消防機関及び警察に行う。

第31節 危険物応急対策計画

1 主旨

市内における危険物製造所等の現状と災害応急対策を示し、災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

2 実施方法

(1) 火薬類

ア 火薬庫、火薬類の所有者又は占有者の措置(法令による)

- (ア) 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合にはこれを移し、見張り人をつける。
- (イ) 道路が危険であるか又は輸送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等 安全な措置を講ずる。
- (ウ) 火薬庫の入口、窓等を完全に密封し、木の部分は防水の措置を講じ、必要によっては付近住民に避難するよう警告する。
- (エ) 吸湿、変質不発、半爆等のために著しく原性能又は原形を失った火薬類若しく は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

イ 市長の措置

- (ア) 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合にはこれを移し、見張り人をつける。
- (イ) 爆発又はその恐れのあると判断したときは、関係機関と連携を取り、販売業者、 消費者その他火薬を取扱う者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を 指示するものとする。
- (ウ) 爆発又はその恐れのあると判断したときは、関係機関と連携を取り、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設の関係者以外の立ち入りの制限並びに禁止若しくは退去を命ずるものとする。

この場合避難者については、その立ち退き先を指示するものとする。

- (エ) 被災者の救出救護並びにその他必要な措置を講ずるものとする。
- (オ) 爆発又はその恐れがあると認めたときは、関係機関と連携を取り、消防の人員、機材を動員し、災害の防御又は災害の拡大を防止するものとする。

(2) 石油類

ア 出火防止等の措置

- (ア) 出火防止の措置
 - あ 設内の使用火、作業火気を完全に消火し、発火源を除去する。
 - い 施設内の電源は、状況により保安系統を除き切断する。ただし、断線の場合は、 自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。
 - う 出火防止上危険と認められる作業は中止する。
 - え その他施設内の巡回を強化し警戒の万全を図る。
- (イ) 消防施設の確保
 - あ 消火設備の点検及び起動を行い、機能を確保する。
 - い 消防設備を点検し、機能を確保する。
 - う 消防ポンプ車等の確保につとめ自衛要員を増強し、自衛消防力を強化する。
- (ウ) 災害防止の措置
 - あ 危険物貯蔵タンク、容器等の損傷、転倒による漏油、流出の積土のう、その他 必要な処置を実施して、流出区域の拡大を防止する。また、付属施設には、防水 等防護装置を完全に実施する。
 - い 貯蔵危険物には保安装置を強化する。
 - う 保安資機材を確保する。

イ 市長の措置

- (ア) 施設内における一切の火気の使用を禁止する。
- (イ) 状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させるものとする。

- (ウ) 被害が広範囲にわたり引火、爆発又はその恐れがあると判断した場合は、施設 関係者、関係機関と連携を取り、警戒区域を設定し、区域内居住者に避難を指示 する。この場合避難先を指示するものとする。
- (エ) 引火、爆発又はその恐れがあるときは、消防の人員、機材を動員し、災害を防御又は災害の拡大を防止するものとする。災害の状況規模により、自衛隊(科学消防車等)に出動を要請するものとする。

第32節 突発的災害に係る応急対策計画

1 主旨

この計画は、航空機の墜落、列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発や大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

2 市の体制

市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急体制」により、初期の情報収集に当たる。

事態の推移により必要な場合には速やかに「伊東市災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

(1) 突発的災害応急体制

ア 設置基準

- (ア) 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応困難と思われる事故が発生した とき(航空機の墜落、列車の転覆、船舶の海難又はガス爆発などの事故)
- (イ) その他市長が指令したとき

イ組織

伊東市災害対策本部運営規程の定めるところによる。

ウ 任 経

応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。なお、災害発生 直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留 意する。また、必要に応じ、伊東市災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、 臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

エ 消防本部の県、国への報告

消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1~4(資料編参照)により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。

- (ア) 発生日時、場所
- (イ) 被害の状況
- (ウ) 応急対策の状
- (エ) 自衛隊、日本赤十字社又は医師の派遣の必要性

(派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること。) (県危機管理部)

	NTT有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))
電話	$0\ 5\ 4-2\ 2\ 1-2\ 0\ 7\ 2$	5※ (又は8※) -100-6030
FAX	$0\ 5\ 4-2\ 2\ 1-3\ 2\ 5\ 2$	5※ (又は8※) -100-6250

※ 5は地上系、8は衛星系

(消防庁応急対策室)

		地域衛星通信ネットワーク	NTT有線
平 (9:30~	電話	$8 - 0 \ 4 \ 8 - 5 \ 0 \ 0 - 7 \ 5 \ 2 \ 7$	03-5253-7527
18:30)	FAX	8-048-500-7537	03-5253-7537
上記以外	電話	$8 - 0 \ 4 \ 8 - 5 \ 0 \ 0 - 7 \ 7 \ 8 \ 2$	03-5253-7777
(宿直室)	FAX	$8 - 0\ 4\ 8 - 5\ 0\ 0 - 7\ 7\ 8\ 9$	03-5253-7553

(2) 伊東市災害対策本部の設置

ア設置

突発的災害応急体制による情報収集の結果、本部長を中心とした本格的な支援体制を組む必要があると判断した場合。

イ組織

伊東市災害対策本部条例及び伊東市災害対策本部運営規程の定めるところによる。

ウ 任務

事故現場に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達、情報を基に速やかに関係機関に必要な要請をし、被災者の迅速な救助活動を最優先に実施する。

エ 設置の連絡

伊東市災害対策本部を設置したときは、災害対策関係機関及び伊東市災害対策本部 運営規程に定めるもののうち、必要と認めるものに連絡する。

- (3) 災害対策本部の実施する応急対策
 - ア 情報の収集、伝達等

迅速な初期情報の収集に努める。

イ 自衛隊への災害派遣要請の要求

自衛隊への災害派遣要請の要求は「第27節自衛隊派遣要請要求計画」による。

ウ 海上保安庁への応援要請の要求

海上保安庁への応援要請の要求は「第28節海上保安庁に対する応援要請要求計画」による。

エ 緊急医療活動実施のための要請

(ア) 日本赤十字社静岡県支部(伊東市地区)

緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、保健福祉部保健班を通じて要請する。

(イ) 伊東市医師会等への要請

現地での医療救護活動の実施などが必要な場合には、保健福祉部保健班を通じて要請する。

(4) 伊東市災害対策本部第3次配備熊勢への移行

被災の規模が大きく、救護業務等における迅速な対応が困難と判断される場合には、本部長(市長)の指令に基づき、伊東市災害対策本部の態勢を「第2次配備態勢」から市職員全員を動員する「第3次配備態勢」に切り替える。

(5) 伊東市災害対策本部第3次配備態勢の実施する応急対策

ア任務

「第3次配備態勢」は「第2次配備態勢」に引き続き、被災者の迅速な救助活動を 最優先に実施するものとする。

イ 他市町への応援要請

被災者を迅速に救助するため必要な場合には、静岡県東部市町(災害時等の相互応援に関する協定)等に応援要請をするものとする。

(6) 2次災害防止のための措置

事故の態様により、2次災害の発生の恐れがある場合は速やかに関係機関と連絡を とり、防止のために必要な措置をとる。

(7) 伊東市災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

第33節 市有施設及び設備等の対策計画

計画作成の主旨

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の、速やかな機能回復を図るための措置を示す。

計画の内容

- 1 無線通信施設
 - (1) 県総合情報ネットワーク

県総合情報ネットワーク(ファクシミリ等を含む。)についても作動状態を確認し、 障害がある場合は速やかな復旧措置を講ずるよう県支部に要請するとともに、県支部 との連絡に障害がある場合には防災相互無線等を活用し、緊急連絡を行う。

(2) 同報無線

基地局及び受信局の作動状態を確認し、障害がある場合はあらかじめ定めた業者等に依頼し速やかに措置を講ずる。

(3) 防災行政無線、消防無線

基地局施設等の作動状態を確認し、障害がある場合はあらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな措置を講じ、携帯局との通信を確保する。

- 2 公共施設
 - (1) 道路
 - ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能 の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、2次災害の防止

県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、 緊急輸送路を最重要とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。

ウ 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき伊東建設関連業者連絡協議会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

- (2) 河川及び海岸保全施設
 - ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検を行うとともに、 関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、2次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

ウ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき伊東建設関連業者連絡協議会等に協力を求め、資機材を確保し仮工事等の応急復旧工事を実施する。

エ 市民への連絡

避難等が必要な場合は、被害がおよぶおそれのある市民に対し、避難指示等必要な 措置をとる。

- (3) 砂防、地すべり、急傾斜地等
 - ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロールや自主防災組織からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集を 行うとともに、施設管理者等関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、2次災害の防止

2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等可能なかぎりの応 急措置を講ずる。

ウ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ施設管理者等関係機関に連絡 するとともに、資機材の確保等可能な限り応急工事に協力する。

エ 市民への連絡

避難等が必要な場合は、被害がおよぶおそれのある市民に対し避難指示等必要な措置をとる。

- (4) 漁港施設等
 - ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により岸壁等漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとと もに、漁港施設利用者に対し被害状況の調査及び点検の実施を要請する。

また、関係機関に情報を伝達する。

イ 応急措置の実施、2次災害の防止

危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応 急措置を講ずる。

ウ 緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき伊東建設関連業者連絡協議会等に協力を求め、資機材を確保し必要な応急工事を実施する。また、漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。

(6) 災害応急対策上重要な庁舎等

市庁舎、消防庁舎及びその他市の防災上重要な庁舎等の施設及び設備を点検し、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

(7) 工事中の公共施設、建築物、その他

津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための 措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

(8) 危険物保有施設

発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な 応急措置を講ずる。

- (9) 水道関係施設
 - ア 災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。
 - イ 被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。
- (10) コンピュータ
 - ア コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
 - イ コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用 の再開を図る。

第4章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、概ね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職 員派遣制度等を活用するものとする。

- 1公共土木施設災害復旧計画
 - (1) 道路橋りょう災害復旧事業計画
 - (2) 河川災害復旧事業計画
 - (3) 都市計画災害復旧事業計画
 - (4) 住宅災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 福祉施設災害復旧事業計画
- 4 文教施設災害復旧事業計画
- 5 上下水道災害復旧事業計画
- 6 公共用地災害復旧事業計画
- 7 その他の災害復旧事業計画